山地災害危険地区調査要領の改正に伴う歩掛調査仕様書

1 件名

山地災害危険地区調査要領の改正に伴う歩掛調査

2 目的

令和5年度の山地災害危険地区調査要領の改正に伴い、令和6年度及び令和7年度の2年度間において山地災害危険地区の再調査(危険度点数の確認、危険度判定の確認等を含む。)を実施する必要がある。

本調査は、山地災害危険地区調査要領の改正に伴い実施する再調査の積算に必要な標準歩掛を作成するための検討資料を得ることを目的とする。

3 内容

山地災害危険地区調査要領の改正に伴う再調査の実施に必要な標準的な歩掛を、別紙1「調査業務仕様書(案)」及び別紙2「山地災害危険地区調査要領(令和6年3月)」に基づいて別紙3「山地災害危険地区再調査歩掛表(案)」の項目ごとに作成する。

調査業務仕様書(案)

本調査業務仕様書は、令和5年度の山地災害危険地区調査要領(以下「調査要領」という。) の改正を受け、調査要領の改正に基づく既指定の山地災害危険地区の再調査や新規地区の調 査にあたり、既往の資料やリモートセンシング技術等を効率的かつ効果的に活用して行う調 査の内容を示したものである。

区分	内容
1 予備調査	調査要領においては「調査対象地区の選定」に該当。
(共通事項)	
	【内業】
	① 調査対象地について、保安林台帳、保安施設地区台帳、治山台
	帳、森林計画、森林 GIS 資料、空中写真、地形図(5千分の1
	以上)、航空レーザ計測データ、地質図、土壌図、気象関係資
	料、住宅地図、市町村要覧、災害履歴、林相図、森林調査簿、
	その他必要な資料(地すべり危険地区は地すべり防止区域台帳
	など) 及び平成28年度の再調査関係の資料を収集・整理する。
	【外業】(新規の山地災害危険地区の調査の場合に実施)
	① 過去の災害発生などの聞き取り及び調査対象地区の概略を把
	握するための現地踏査をする。
2 調査主体の確認調査	調査要領においては「調査主体の調整」に該当
(必要な場合)	
	【内業】
	① 同一の危険地区内で民有林・国有林の混在の有無を予備調査に
	おいて収集した資料を基に確認し、混在する場合は5千分の1
	以上の地形図上に図示する。
	② 混在する危険地区の民有林及び国有林の過去のデータ(平成2
	8年度再調査データ等)を収集し、資料を取りまとめる。
	③ 混在する危険地区については、調査範囲の確定調査実施前に所
	管する森林管理局に収集した資料及び図面により報告する。
3 調査範囲の確定調査	調査要領においては「調査対象地区の選定」に該当。
/4\\	F-1 alle
(1) 山腹崩壊危険地区	【内業】
	① 予備調査の結果から公共施設等の位置を5千分の1以上の地形
	図に移記し、原本とする。
	② 山腹崩壊危険地区の調査を行う範囲を図上から判定し、①の図
	上に記入する。
	③ ②の範囲のうちで公共施設等に関係する流域で最も遠い公共

【機密性2情報】 【局内限り】

施設等から最も標高差が高い位置に向かって直線を引き、等高線による縦断面を作成する。

④ ③の高さの5倍の位置を縦断面上で求めてその範囲を図上からの調査範囲とする。この場合、一側線でなく必要に応じて数側線もありうる。

【外業】

- ① 内業で仮決定した範囲について、保全対象に前回調査から変化がある場合には現地において、公共施設等の位置(平面的、垂直的な)の確認を行う。
- ② 内業で調査した高さの5倍の範囲の確認または見通し角11 度の範囲にある公共施設等の範囲により、山腹崩壊危険地区の 調査範囲かどうかの判定を行う。ただし、本判定は前回調査か ら変化がある場合に行う。

(2) 崩壊土砂流出危険地区

【内業】

- ① 予備調査の結果から公共施設等の位置を5千分の1以上の地 形図に移記し、原本とする。
- ② 各渓流の出口から2km 以内に公共施設等がある渓流を図上に 記入する。この場合、渓流の出口からの広がり及び渓流の最も 低い位置から公共施設等の存する高低差を考慮する。これを調 査対象区域として仮決定する。
- ③ 仮決定した、流域について、山腹崩壊危険地区の自然条件調査の要領によって山腹崩壊危険度を算出し、最も危険度の高いメッシュのうち公共施設等が所在する地区から最も遠い位置にあるメッシュを荒廃発生源とする。
- ④ 空中写真や5千分の1以上の地形図等の既往資料により崩壊 土砂流出区間の延長、平均渓流幅、平均渓床勾配を算出する。

【外業】

① 内業②で仮決定した調査対象区域について、保全対象に前回調査から変化がある場合には現地調査によって公共施設等の位置、高さ等を確認する。

(3) 地すべり危険地区

地すべり危険地区について確定調査は不要。

(※他の2地区と異なり区域を確定する必要はないため。調査要領においても「危険地区の判定」記載なし)

新規箇所があれば、次項の危険地区調査を実施する。

4 危険地区調査

調査要領においては「調査の実施、危険地区の判定、危険度の判定」 に該当。 【機密性2情報】 【局内限り】

新 規:調査対象地のうち新規に危険地区を調査するもの

(山地災害危険区域数が増加するもの)

一部修正:現在指定されている危険地区を含めて地区を拡大

または現在指定されている複数の危険地区を一つ

に統合するもの

小 修 正:危険地区の範囲が変わらず既存の数値の変更及び

改正に伴う新規調査項目のみのもの

(1) 山腹崩壊危険地区

【内業】

- ① 調査範囲が確定した箇所について、地形図(5千分の1以上) 等を基に、調査範囲をすべて網羅できるよう一方向が傾斜の主 方向におおむね平行する100m四方のメッシュを図上にとる。
- ② 傾斜は、①の内接円を描き、その中の等高線数を数える。
- ③ 縦断面形は、メッシュの中心をとおり、最も急な傾斜方向のメッシュの両端を結んだ直線を引き、メッシュと交わる点2箇所と中心点のほか中心点とメッシュの交点との中間点2点をとり、凹形、平滑形、複合形及び凸形に区分する。
- ④ 横断面形は、メッシュの中心線をとおる等高線を想定して、その等高線が内接円と交わった点と中心点を結んだ角度を測定する。
- ⑤ 地質は、5万分の1程度の地質図による。5万分の1程度の地質図がない場合には可能な限り大縮尺の地質図を用いる。
- ⑥ 土層深は、その周辺の崩壊深を過去の調査資料等により調査する。
- ⑦ 微地形等調査は、地形図(5千分の1以上)または航空レーザ 計測等の既往の資料により、0字谷等の微地形で最も延長の長 い谷線を選出する。
- ⑧ 樹種、齢級は空中写真、林相図、森林調査簿等の既往の資料で 調査したものについて、齢級は現在年齢に修正する。
- ⑨ 収量比数は、針葉樹人工林について林分密度管理図等の既往の 資料により算出する。算出が困難な場合は、当該林分の疎密度 合による。
- ⑩ 内業及び現地調査の結果によって点数表に当てはめる。

【外業】

既存資料の調査において確認できない調査項目のみ現地において確認する。

【機密性 2 情報】 【局内限り】 (2) 品博士孙流出各除地区 【内業】

(2) 崩壊土砂流出危険地区	【内業】
	① 公共施設等の保全対象から最も遠い山腹崩壊危険度が最も高い
	メッシュを荒廃発生源として選定し、崩壊土砂流出区間を算出
	する。
	② 崩壊土砂流出危険地区の面積(集水面積)が 150ha 以上となる
	場合想定流木量を算出する。
	③ 上記①、②及び下記外業で調査した項目を崩壊土砂流出危険度
	点数表に基づいて算定し、危険度を判定する。
	【外業】
	① 調査範囲の確定調査で調査対象地域となった地区について、既
	往資料の調査において確認できない場合(例えば、転石の混入
	割合等)は現地の渓流を調査する。
(2) July 3 (1 4 11 4 11 4 11 4 11 4 11 4 11 4 11	Feety Atte
(3) 地すべり危険地区	【内業】
	① 調査対象地区について、収集,整理した既往の資料により自然 条件等の調査を行う。
	② ①及び下記の外業で調査した項目を地すべり危険度点数表に基
	づいて算定し、危険度を判定する。
	「外業」
	1
	細調査を行う。
5 調査表及び図面の作成	調査要領においては「調査結果の取りまとめ」に該当。
(共通事項)	
	【内業】
	① 山地災害危険地区調査取りまとめ様式及び図面作成要領によ
	る調査表の作成(電子データ(調査表の Excel 及び PDF ファイ
	ル、図面の PDF ファイル並びに危険地区の Shape ファイル)及
	び紙)
	② 山地災害危険地区平面図(図面1)の作成
	5千分の1以上の地形図により作成(各種調査において作成し
	た図面を活用)する。
	③ 山地災害危険地区位置図(図面 2)の作成
	5万分の1の地形図により作成する。
6 報告書等の作成	本業務の報告書及び電子データ等の成果品について作成
7 打合せ協議	発注者側と3回以上打ち合わせ協議を行う

山地災害危険地区調査要領

山腹崩壊危険地区 地すべり危険地区 崩壊土砂流出危険地区

令和6年3月

林野庁

山地災害危険地区調査要領

第1 目的

本調査は、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を調査して、その実態を把握し、これらの災害の未然防止に資することを目的とする。

第2 調查主体

本調査は、林野庁所管の国有林、民有林直轄治山事業施行区域及び直轄地すべり防止事業施行 区域(予定区域を含む。)については森林管理局が、上記以外の国有林及び民有林については都 道府県が実施する。

同一の危険地区内で民有林・国有林が混在する場合は、必要に応じて所管の森林管理局及び都 道府県間で調整のうえ、調査実施主体を決定する。この場合の調査実施主体の判断にあたっては、 同一の危険地区内における全体計画の有無、区域面積の割合などを参考とすること。

森林管理局及び都道府県は、調査の実施に当たって、調査漏れ又は重複が生じないよう密接な 連絡調整を図る。

第3 調査方法

本調査は、次により実施する。

1 山腹崩壊危険地区調査

山腹崩壊による災害(落石による災害を含む。)が発生するおそれがある地区について、別記 1の山腹崩壊危険地区調査実施要領により調査を実施する。

2 地すべり危険地区調査

地すべりによる災害が発生するおそれがある地区について、別記2の地すべり危険地区調査実 施要領により調査を実施する。

3 崩壊土砂流出危険地区調査

山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂又は火山噴出物が土石流等となって流出し、災害が発生するおそれのある地区について、別記3の崩壊土砂流出危険地区調査実施要領により調査を実施する。

第4 調査実施年度

- (1) 本調査は、令和6年度及び令和7年度に実施する。
- (2) (1) の調査後は、危険地区数の増減や危険度の見直し、事業進捗状況等、調査票の 更新を毎年度実施する。

第5 調査結果の取りまとめ、報告及び保管

1 取りまとめ

調査結果は、別冊の山地災害危険地区調査取りまとめ様式及び図面作成要領(以下「別冊様式」という。)により、取りまとめる。

2 報告

- (1) 第4の(1)の調査結果について、森林管理局及び都道府県は、別冊様式の様式5から13までにより、令和7年12月末日までに林野庁に報告する。
- (2) 第4の(2)の調査結果について、森林管理局及び都道府県は、別冊様式の様式5から13までにより、毎年度4月末日までに林野庁に報告する。
- (3) 林野庁は報告された様式5から13までについては、森林管理局及び都道府県に提供する。

3 保管

森林管理局及び都道府県は、調査結果を調査区分ごとに整理し、保管する。

山腹崩壊危険地区調査実施要領

1 調査対象地区の選定

- (1) 保安林台帳、保安施設地区台帳、治山台帳、森林計画、空中写真、地形図、及び住宅地 図等の既存の資料及び聴き取り等の調査により、次のア又はイに該当する地区を調査対象 地区として選定する。
 - ア 次のいずれかに該当する地区であって、山腹崩壊(落石を含む。以下同じ。)により、 官公署、学校、病院、道路(一般の交通の用に供されている林道及び農業用道路を含 む。)等の公用若しくは公共用施設又は人家(工場、旅館、社寺等を含む。)(以下 「公共施設等」という。)に、直接被害を与えるおそれのあるもの。
 - (ア) 「山地災害危険地区の再点検について」 (平成 28 年7月1日付け 28 林整治第 514 号林野庁長官通知) に基づく調査により、山腹崩壊危険地区と判定された地区
 - (イ) 山腹崩壊土砂が公共施設等に影響を及ぼすおそれがある集水区域内の最高点から 高さの5倍に相当する距離の範囲内又は公共施設等から見通し角が 11 度以上ある 山稜が存在する区域の範囲内に、公共施設等の保全対象が存在する地区

(なお、保全対象が道路のみの場合は、現に山腹崩壊が発生している地区又は山 腹崩壊が発生するおそれのある地区)

- (ウ) 次に掲げる地区において、地震により山腹崩壊が発生するおそれがある地区の市 町村
 - a 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域
 - b 南海トラフ地震に係る地震防災対策推進に関する特別措置法(平成 27 年法律 第50号)第3条第1項の南海トラフ地震対策推進地域の市町村
 - c 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第3条第1項の地域の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の市町村
 - d 地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)に基づく地震調査研究推進本部の地震調査委員会で公表した「全国地震動予測地図2020年度版」による今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる可能性の確率が高い地域(3.0%以上)
 - e 活断層から15キロメートル以内の地域
 - f 過去発生した地震により、公共施設等に大規模な被害が発生した市町村
- (エ) 落石が発生するおそれがある地区
- (オ) 過去の災害の様態、学識経験者等の意見、地元の住民等からの聴き取りにより災害のおそれがあると判定された地区

イ 山腹工施工地区であって、公共施設等を直接保全するもの

- (2) 調査対象地区の区域は、ひとまとまりの公共施設等に直接被害を与えるおそれがある区域 (ただし、1の(1)のアの(エ)の地区においては、発生源の区域及び落下斜面の区域を 合わせた区域)を単位として、地形との関係、公共施設等との関係等を勘案して定める。
 - 注 「ひとまとまり」とは、調査対象地で調査した集水区域(保全対象を囲む1つの斜面) を基本単位として、その範囲は次のとおりとする。
 - ① 山腹崩壊危険地区の対策工の工種・工法を一体となって計画しなければならない範囲で区切る。
 - ② 保全対象が連続している場合は、警戒避難から見て一体となって行わなければならない範囲で区切る(小さな尾根で区切られるもの等)。

2 調査の実施

1により選定した調査対象地区について、次により、自然条件調査、公共施設等実態調査、保 安林等指定状況調査、治山事業実施状況調査及び災害歴調査を実施する。

(1) 自然条件調査

地形図等を基に、一方向が傾斜の主方向におおむね平行する 100m 四方を1メッシュとし、調査対象地区がおおむね2分の1以上含まれるメッシュについて、1メッシュごとに調査する。なお、調査に使用する地形図の縮尺については、5千分の1以上(5千分の1 が最大広域)とする。

ただし、調査対象地区が狭小でメッシュを引くことが不適当な場合は、これを省いて調査することができる。

なお、山腹工施工地区については、施工前の状況を調査する。

くわえて、自然条件調査の実施にあっては、調査の効率化・高度化や土砂移動・亀裂等 の経過観察においても有効であることなどから、リモートセンシング技術の活用を推奨す る。

ア 地質調査

地質図等の既往の資料により、基岩の地質時代、岩石の種類、地層の走向・傾斜、風化の状況、断層及び破砕帯の有無、その他山腹崩壊に関して特記すべき地質特性を調査する。

イ 地況調査

(ア) 傾斜

メッシュの内接円内の傾斜を10%括約で求める。

(イ) 縦断面形

メッシュの中心を通り最も急な傾斜方向に直線を引き、メッシュの両端を結んだ線と中心点の位置から、凹形、平滑、複合、凸形とする。複合とは、S 形斜面となっているものをいう。

(ウ) 横断面形

メッシュの中心点と、中心点を通る等高線が内接円に交わる2点を結んだ2直線 の山麓側の角度(メッシュの中心点を通る等高線が無い場合は、中心点に最も近接 している等高線から類推する角度)を計測し、10度括約で求める。

(エ) 土層深

土壌図等の既往の資料及び現地調査により、地形、傾斜等を勘案して 0.5 メートル単位で調査する。

(才) 荒廃状況調査

山腹崩壊の発生の有無を調査する。

(カ) 微地形等調査

地形図または航空レーザ計測等の既往の資料より、0次谷等の微地形について調査する。

ウ 林況調査

(ア) 樹種

森林簿等の既往の資料により、樹種及びその混交歩合を調査する。

(イ) 齢級

森林簿等の既往の資料により、樹冠占有率の最も高い林分の齢級を調査する。

(ウ) 収量比数 (Rv)

林分密度管理図等の既往の資料により、当該調査範囲の収量比数 (Ry) について調査する (針葉樹人工林のみ)。

(国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所による収量比数 Ry 計算プログラムの活用も有効。)

なお、収量比数 (Ry) の算出が困難な場合は、当該林分の疎密度合を「疎」、「中庸(適切な管理がなされている)」、「密」として把握する。

工 地震調査

1の(1)のアの(ウ)の地区において、次の調査を実施する。

(ア) 震央又は活断層からの距離

メッシュの中心と最寄りの震央又は活断層までの距離を 100 メートル括約で求める。(※最寄りの震央:過去に山地災害が発生した地震のうち最も近距離で発生した地震の震央)

(イ) 斜面傾斜

2の(1)のイの(ア)に準ずる。

(ウ) 斜面横断面形

2の(1)のイの(ウ)に準ずる。

(エ) 斜面長

当該メッシュの中心から上方及び下方にそれぞれ最大傾斜の方向線を描き、それ ぞれが上部地形の変換点又は下部地形の変換点と交わるまでの水平距離を計測して 10メートル括約で求める。 (オ) メッシュの斜面位置

上記(エ)の斜面上におけるメッシュの位置を下部地形の変換点から10%括約で求める。

(カ) 斜面の状況

山腹崩壊の地質、風化の状況等について調査する。

(キ) 土層深

2の(1)のイの(エ)に準ずる。

才 落石調査

1の(1)のアの(エ)の地区について、次の調査を実施する。

(ア) 発生源の傾斜角

落石の発生形態を剥離型と転石型に区分し、その発生源の傾斜角を調査する。

(イ) 落下の高さ

落石の発生源のメッシュの中心点と保全対象との比高を調査する。

(ウ) 岩石等の安定状況

発生源となる岩石等の剥離の難易、安定状況等を調査する。

(エ) 落下斜面の植生状況

落下斜面の植生状況について調査する。

(オ) 地震の強さ

「建築基準法施行令第八十八条第一項、第二項及び第四項の規定に基づく Z の数値、Rt 及び Ai を算出する方法並びに地震が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する基準(平成 19 年 5 月 18 日国土交通省告示第 597 号)」(以下「国土交通省告示第 597 号)」という。)に示す Z の数値の地域区分より調査する。

(2) 公共施設等実態調査

ア 山腹崩壊及び落石により、直接被害を与えるおそれのある公共施設等の種類及び数量 を調査する。

イ 調査対象地区に係る人家の戸数については、次による。

- (ア) 住居の用に供している家屋については、1世帯を1戸とする。
- (イ) 工場、旅館等は、従業員5人につき1戸とする。ただし、棟数が、計算により求められた戸数を上回る場合には、当該棟数とする。
- (ウ) その他は、1棟を1戸とする。

(3) 保安林等指定状況調査

保安林の指定状況(保安林種、指定年月日及び指定区域面積)、保安施設地区の指定状況(指定年月日及び指定区域面積)、地すべり防止区域の指定状況(所管省庁、指定年月日及び指定区域面積)並びに砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域の指定の有無を調査する。

(4) 治山事業実施状況調査

ア 治山事業の実施状況について、実施年度、事業区分(復旧治山、予防治山等)、主た る治山施設の種類、設置位置及び進捗状況を調査する。

イ 治山事業以外の事業の実施状況について、防災施設の種類及び設置位置を調査する。

(5) 災害歴調査

過去に発生した山腹崩壊による災害について、発生年月日及び被害の概要を調査する。

3 山腹崩壊危険地区の判定及び山腹崩壊危険地区の危険度の判定

(1) 山腹崩壊危険地区の判定

ア 「表-1-1 雨量区分、地質、地況及び林況による山腹崩壊危険度点数表(多雨地域)」及び「表-1-2 雨量区分、地質、地況及び林況による山腹崩壊危険度点数表(非多雨地域)」に記載されている雨量区分を基に、調査地の都道府県がどちらに区分されているか判断する。

調査結果を調査対象地区ごとに別冊様式の様式1-1に整理し、対応する点数表を用いてメッシュごとに「表-1-1 雨量区分、地質、地況及び林況による山腹崩壊危険度点数表(多雨地域)」及び「表-1-2 雨量区分、地質、地況及び林況による山腹崩壊危険度点数表(非多雨地域)」により採点し、点数の計(以下「危険度点数」という。)を求める。

なお、現に山腹崩壊が発生している箇所に係るメッシュの危険度点数が 100 点未満となった場合には、100 点に補正する。

- イ 2の(1)のイの(カ)の微地形等調査を実施したメッシュについて0次谷が含まれる場合は、その谷線が通過するメッシュについて「表-2 0次谷による山腹崩壊危険度点数表」より15点を補正点数とする。
- ウ 2の(1)のウの(ウ)の収量比数 (Ry) に係る調査を実施したメッシュについては、「表-3 収量比数区分による山腹崩壊危険度点数表」より Ry<0.6 または $0.8 \le Ry$ に該当する場合は、3点を補正点数とする。
- エ 2の(1)のエの地震調査を実施したメッシュにあっては、「表-4 地震による山 腹崩壊危険度点数表」により採点した結果が、20点以上になった場合はその点数を補正 点数とする。ただし、2の(5)の災害歴調査により、地震による山腹崩壊が発生した ことがある地区にあっては、20点を補正点数とする。

- オ 2の(1)のオの落石調査を実施したメッシュにあっては、「表-5 落石による山 腹崩壊危険度点数表」により採点した結果が、8点以上になった場合及び2の(5)の 災害歴調査により、落石による災害が発生したことがある地区にあっては、20点を補正 点数とする。
- カ アにより求めた危険度点数に、イ又はウに該当する場合は、当該項目の補正点数を加えるとともに、工及びオの両方に該当する場合は高い方の点数、工又はオのいずれか一方のみが該当する場合は当該項目の補正点数を加え、その危険度点数が 100 点以上となったメッシュの中で位置的に最も高いメッシュの上辺から高さの 5 倍又は上辺が見通し角の 11 度以内に公共施設等を有する地区(100 点以上のメッシュが並列する場合には、各メッシュの列の位置的に最も高いメッシュの上辺にある点の両角から高さの 5 倍又は上辺の見通し角が 11 度の円を描きその中に公共施設等を有する地区)を、山腹崩壊危険地区と判定し、危険度が 100 点以上のメッシュの面積を求める。

なお、1の(1)のアの(ア)の地区で、100点未満となった箇所については、自然 条件の大幅な変更がなく、かつ、公共施設等の移転等がない場合は100点に補正する。

山腹崩壊危険度点数の算出方法=

ア (表-1-1または表-1-2:雨量区分、地質、地形及び林況による 山腹崩壊危険度点数表))

+

イ (表-2:0次谷による山腹崩壊危険度点数表)

+

ウ(表-3:収量比数区分による山腹崩壊危険度点数表)

+

エ (表-4:地震による山腹崩壊危険度点数表)

オ(表-5:落石による山腹崩壊危険度点数表)

いずれか高い方

※イ、ウ、エ又はオは、該当する場合にのみ加点

(2) 山腹崩壊危険地区の危険度の判定

ア 山腹崩壊危険地区と判定した調査対象地区について、「表-6 山腹崩壊危険度判定 表」により山腹崩壊危険度を、「表-7 被災危険度判定表」により被災危険度を判定 する。

なお、当該山腹崩壊危険地区における治山事業等が概成(計画した一連の工事が完了)した場合は、「表-6-1 または表-6-2 山腹崩壊危険度判定表」に関わらず、原則、山腹崩壊危険度を c_1 として判定する(以下「危険度低減」という。)。ただし、地域の防災上の観点等により、危険度低減を行うことが困難となる場合はこの限りではない。また、危険度低減を行う場合、以下の規定に留意する。

【留意規定】

- (ア) 危険度低減にあっては、当該山腹崩壊危険地区全体に係る既存治山施設の健全度に留意すること。具体的には、山腹崩壊危険地区内に健全度Ⅲ又はⅣの治山施設が存在する場合は、危険度低減を行わない。
- (イ) 既往の山地災害危険地区調査により危険度低減が行われた山腹崩壊危険地区に おいて、その後の健全度評価により健全度がⅢ又はⅣの治山施設が確認された場 合は、危険度低減を行う前の山腹崩壊危険度に戻す。
- (ウ) 危険度低減を行った山腹崩壊危険地区において、その後、山地災害が発生した場合や、概成後に治山事業等が計画された場合は、危険度低減を行う前の山腹崩壊危険度に戻す。
- イ アの判定結果に基づき「表-8 山腹崩壊危険地区の危険度判定表」により、山腹崩壊危険地区の危険度を判定する。

4 調査結果の取りまとめ

山腹崩壊危険地区の調査及び判定結果等は、別冊様式の様式1-1、様式1-2、様式4、様式6、様式9、図面1及び図面2に取りまとめる。

表-1-1 雨量区分、地質、地形及び林況による山腹崩壊危険度点数表(多雨地域)

=	調査項目単位		豆 八		地				質		
F			区 分	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	
			0~30	0	0	0	0	0	0	0	
			31~50	8	16	17	22	27	25	20	
1	傾斜	%	51~70	42	31	51	52	47	48	39	
			71~90	62	48	59	55	69	57	63	
			91~	70	56	51	60	59	44	71	
			凹形	30	24	25	26	29	25	31	
2	縦断面形		平滑	22	19	10	5	16	8	8	
2	州人的山山力		複合	8	14	0	0	0	13	4	
			凸形	0	0	5	5	6	0	0	
			~150	20	19	25	26	29	25	31	
3	横断面形	横断面形	度	151~210	30	24	20	14	25	13	16
			211~	0	0	0	0	0	0	0	
			0.5以下	0	0	0	0	0	0	0	
4	土層深	m	0.5~1.0以下	6	5	3	3	4	3	6	
1	上/目//\	111	1.0~2.0以下	10	8	8	9	10	8	10	
			2.0超	20	16	17	17	20	16	20	
			1	34	26	27	28	33	28	33	
			2~3	50	40	42	43	49	41	51	
5	齢級	4~7	36	31	30	31	37	30	37		
			8~11	34	26	27	28	33	28	33	
			12以上	30	24	25	26	29	25	31	

表-1-2 雨量区分、地質、地形及び林況による山腹崩壊危険度点数表(非多雨地域)

=	調査項目	単位	区 分		地				質	
F	明且			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類
			0~30	0	0	0	0	0	0	0
			31~50	6	22	13	12	31	23	14
1	傾斜	%	51~70	32	47	46	30	61	49	36
			71~90	49	60	51	42	71	66	60
			91~	54	64	46	52	61	57	70
			凹形	23	27	22	22	31	28	30
2	縦断面形		平滑	8	18	16	12	18	17	8
2	が位置に関う		複合	0	15	0	0	0	21	0
			凸形	0	0	4	4	16	0	4
			~150	12	4	22	22	31	28	30
3	横断面形	度	151~210	23	27	19	12	12	15	20
			211~	0	0	0	0	0	0	0
			0.5以下	0	0	0	0	0	0	0
4	土層深	m	0.5~1.0以下	5	5	3	3	4	4	6
1	工/目1/1	111	1.0~2.0以下	8	9	7	7	10	9	10
			2.0超	15	18	15	15	20	19	20
			1	26	31	25	25	35	32	34
			2~3	39	46	36	37	51	47	50
5	齢級		4~7	28	33	28	28	37	34	36
			8~11	26	31	25	25	35	32	34
			12以上	23	27	22	22	31	28	30

注1 雨量による区分は次による。

		I	
多雨地域		非多	雨地域
栃木県	徳島県	北海道	福井県
東京都	愛媛県	青森県	山梨県
神奈川県	高知県	岩手県	長野県
富山県	福岡県	宮城県	滋賀県
石川県	佐賀県	秋田県	京都府
岐阜県	長崎県	山形県	大阪府
静岡県	熊本県	福島県	兵庫県
愛知県	大分県	茨城県	鳥取県
三重県	宮崎県	群馬県	島根県
奈良県	鹿児島県	埼玉県	岡山県
和歌山県	沖縄県	千葉県	広島県
山口県		新潟県	香川県

- 2 地質の区分は次による。
 - 第1類 火山性の第四紀堆積物 (シラス等の火山堆積物)
 - 第2類 水成の第四紀堆積物 (洪積砂礫等)
 - 第3類 新第三紀層の堆積岩
 - 第4類 古第三紀以前の堆積岩(古第三紀層、中生層、古生層)
 - 第5類 火山岩 (流紋岩、石英粗面岩、安山岩、玄武岩及びそれらの溶岩)
 - 第6類 半深成岩·深成岩(花崗斑岩、石英斑岩、玢岩、輝緑岩、花崗岩、閃緑岩、斑糲岩等)

第7類 変成岩 (動力及び接触変成岩、片岩類、蛇紋岩等)

- 3 第1類及び第2類の傾斜について、メッシュ内に急崖がある場合は、91%以上とする。
- 4 樹種の区分は次による。
 - N:針葉樹の混交歩合が75パーセント以上
 - $L \cdot NL : L$ は広葉樹の混交歩合が 75 パーセント以上、NLは $N \cdot L$ 以外 ただし、竹林は $L \cdot NL$ に含めるものとする。
- 5 竹林の齢級はメッシュ内又はその周辺の他の樹種の齢級とする。
- 6 無立木の齢級は、1齢級とする。

表-2 0次谷による山腹崩壊危険度点数表

調査項目	区分	点数
0 1/2/2	0次谷の谷線が通過するメッシュ	15
0 次谷	上記以外	0

表-3 収量比数区分による山腹崩壊危険度点数表

		1
調査項目	区分	点数
	Ry < 0.6	0
	(疎)	3
収量比数	$0.6 \le \text{Ry} < 0.8$	0
(Ry)	(中庸)	0
	0.8≦Ry	0
	(密)	3

- ※ 収量比数 (Ry) の算出が困難な場合は、疎密度合を用いて、
 - ・Ry<0.6を「疎」
 - ・0.6≦Ry<0.8を「中庸(適切な管理がなされている)」
 - ・0.8≦Ry を「密」

としてそれぞれの収量比数区分に置き換えることができる。

表-4 地震による山腹崩壊危険度点数表

調査項目		区分	点数	
		5未満	9	
震央又は活断層からの距離	km	5以上 10未満	5	
		10以上	1	
		0~40	0	
公元佰公	%	41~60	1	
斜面傾斜	%	61~80	4	
		81以上	8	
		0~150	2	
斜面横断面形	度	151~270	3	
		271以上	0	
		0~100	5	
公 云目	m	101~200	4	
斜面長		201~300	2	
		301以上	0	
	%	0~30	3	
メッシュの斜面位置		31~50	0	
		51以上	3	
		火山性(噴出岩)の地質		
		オーバーハングが有る	0	
		表面に転石・浮石が多い	3	
斜面の状況		風化・変質・亀裂が発達した岩		
が自由の4人が		風化・変質した岩		
		亀裂の発達した岩	2	
		土砂·粘質土		
		上記以外	1	
土層深	m	0.5以上	4	
工/官1杯	111	0.5未満	1	

注1 1の(1)のアの(ウ)の $a\sim d$ 及びfについては、調査項目「震央又は活断層からの距離」を5 km未満として採点する。

² 活断層の位置は、政府の公表資料等においてその存在が確認されている。

表-5 落石による山腹崩壊危険度点数表

調査項目	区分			
pn 五-天 口	剥離型	転石型		点数
発生源の	60 度以上	60 度以上		2
傾斜角	60 度未満	60 度未満		1
落下の高さ	40 メー	-トル以上		2
浴下の向き	40 メー	-トル未満		1
	容易に岩目から欠ける。	落石の頻度大。		
岩石等の	下方に落下しているものが多	地上から浮き上がって	いる。	2
安定状況	V,	叩くと動揺する。		
	上記以外 上記以外			1
落下斜面の	無立木地、崩壊地、幼齢林、草生地、老齢疎林		2	
植生状況	上記以外		1	
			(1)	2
地震の強さ	国土交通省告示第 597 号に示す	日土交通省告示第 597 号に示す Z の数値の地域区分 タ		1

注 「地震の強さ」については、1の(1)のアの(ウ)のa~eの地域は(1)とする。

表-6-1 山腹崩壊危険度判定表(多雨地域)

危険度	危険度点数が最高点のメッシュの点数
a_1	135 点以上
b_1	125 点以上 135 点未満
c_1	100 点以上 125 点未満

表-6-2 山腹崩壊危険度判定表(非多雨地域)

危険度	危険度点数が最高点のメッシュの点数	
a_1	125 点以上	
b_1	115 点以上 125 点未満	
c_1	100 点以上 115 点未満	

表-7 被災危険度判定表

危険度	公共施設等の種類及び数量	
\mathbf{a}_2	公用若しくは公共用施設(道路を除 く。)又は10戸以上の人家がある場合	
b_2	5 戸以上 10 戸未満の人家がある場合	
c_2	5 戸未満の人家又は道路がある場合	

表-8 山腹崩壊危険地区の危険度判定表

危険度	危険度点数		
A	a_1-a_2 , a_1-b_2 , b_1-a_2		
В	a_1-c_2 , b_1-b_2 , c_1-a_2		
С	b_1-c_2 , c_1-c_2 , c_1-b_2		

地すべり危険地区調査実施要領

1 調査対象地区の選定

- (1) 地すべり防止区域台帳、森林計画、空中写真、地形図、地質図等の既往の資料及び聞き取り等の調査により、次のア又はイに該当する地区を、調査対象地区として選定する。
 - ア 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号。以下「法」という。)第3条により地すべり防止区域に指定された地区(法第51条第1項第2号に係るものに限る。以下「林野庁所管地すべり防止区域」という。)
 - イ ア以外の区域であって地すべり(地すべり性崩壊を含む。)している区域又は地すべりするおそれのある区域(以下「地すべり区域」という。)のうち次のいずれかに該当し、地すべりにより、公共施設等に直接被害を与えるおそれのある区域(地すべり区域に隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりを助長し、又は誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれの極めて大きいもの(以下「誘発助長地域」という。)を含む。)
 - (ア) 「山地災害危険地区の再点検について」 (平成 28 年7月1日付け 28 林整治第 514 号林野庁長官通知) に基づく調査により、地すべり危険地区と判定された地区
 - (イ) 地すべりが発生している地区
 - (ウ) 亀裂、陥没、隆起、沼地又は湿地の規則的な配列、異常な地下水の湧出、立木の 傾倒等地すべりが発生する徴候がある地区
 - (エ) 渓岸侵食が著しく地すべりが発生するおそれがある地区
 - (オ) 過去に地すべりが発生した地区
 - (カ) 地形、地質条件が、次のいずれかに該当し、地すべりが発生するおそれがある地 区

a 地形

- a) 滑落崖等傾斜の著しい変移点をもっている地区
- b) 一般的に地すべり頭部(上部)においては地すべり土塊の移動による急崖の 地形である滑落崖が形成されており、滑落崖付近では等高線が馬蹄形や円弧状 をしておりかつ等高線の間隔が縮まっている場合が多い。滑落崖から地すべり 中央部にかけては等高線の形状が乱れてその間隔が広がり、地すべりの末端部 では等高線間隔が縮まって舌状をしている場合が多い。

b 地質

- a) 破砕帯又は断層線上にある地区
- b) 流れ盤となっている地区
- c) 基岩が温泉作用で変質している地区
- d) キャップロック構造の地区

- (キ) 聴き取り等の調査により、地すべりが発生するおそれがあると認められる地区
- (2) 調査対象地区の区域は、ひとまとまりの公共施設等に直接被害を与えるおそれのある区域を単位として、地形との関係、公共施設等との関係等を考慮して定める。
- (3) (1)のイの林野庁所管の国有林以外の調査対象地区については、都道府県の法第51条第1項第1号及び第3号ロに係る地すべり担当部局及び法第51条第1項第3号イに係る地すべり担当部局に協議するものとする。

なお、調査を担当する部局の決定は、法第51条の規定に準じて行う。

2 調査の実施

1により選定した調査対象地区について、次により、自然条件調査、公共施設等実態調査、保 安林等指定状況調査、治山事業実施状況調査及び災害歴調査を実施する。

(1) 自然条件調查

地質図等の既往の資料及び現地調査により気象、地質、地況、植生及び地すべりの状況 を調査する。

なお、地すべり防止工事等の施工地区については、着工前の状況を調査する。

くわえて、自然条件調査の実施にあっては、調査の効率化・高度化や土砂移動・亀裂等 の経過観察においても有効であることなどから、リモートセンシング技術の活用を推奨す る。

ア気象

平均年降雨量、最大日雨量、最大積雪深を調査する。

イ 地質調査

基岩の地質時代、地層の走向、岩石の種類及び変質又は風化の状況、断層及び破砕帯の有無並びに分布、表層土の土質その他地すべりに関して特記すべき地質特性を調査する。

ウ地況調査

滑落崖、亀裂、陥没、隆起、沼地、湿地、地下水の湧出等の有無を調査し、それらの 位置、形状を地形図(縮尺は5千分の1を最大広域とする。)に記入する。

エ 植生調査

立木の傾倒、湿地植生等の有無及び分布を調査する。

オ 地すべりの状況調査

地すべりによる土塊移動の有無、移動範囲、移動方向等地すべり活動の状況を調査する。

(2) 公共施設等実態調査

ア 地すべりにより、直接被害を与えるおそれのある公共施設等の種類及び数量を調査する。

イ 調査対象地区に係る人家の戸数については、次によるものとする。

- (ア) 住居の用に供している家屋については、1世帯を1戸とする。
- (イ) 工場、旅館等は、従業員5人につき1戸とする。ただし、棟数が、計算により求められた戸数を上回る場合には、当該棟数とする。
- (ウ) その他は、1棟を1戸とする。

(3) 保安林等指定状況調査

保安林の指定状況(保安林種、指定年月日及び指定区域面積)、保安施設地区の指定状況(指定年月日及び指定区域面積)、地すべり防止区域の指定状況(所管省庁、指定年月日及び指定区域面積)並びに砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域の指定の有無を調査する。

(4) 治山事業実施状況調査

ア 治山事業の実施状況について、実施年度、事業区分(復旧治山、予防治山、地すべり 防止等)、主たる治山施設の種類、設置位置及び進捗状況を調査する。

イ 治山事業以外の事業の実施状況について、防災施設の種類及び設置位置を調査する。

(5) 災害歴調査

過去に発生した地すべりによる災害について、発生年月日及び被害の概要を調査する。

- 3 地すべり危険地区の危険度の判定
 - (1) 調査結果を地すべり危険地区ごとに別冊様式2に整理し、「表-1 地すべり危険度ランク判定表」により調査項目ごとに地すべり危険度ランクを判定する。
 - (2) 「表-2地すべり危険度判定表」により危険度を、「表-3 被災危険度判定表」により、被災危険度を判定する。なお、当該地すべり危険地区における既往の治山事業等が概成(計画した一連の工事が完了)した場合は、「表-2 地すべり危険度判定表」に関わらず、原則、地すべり危険度を c₁ として判定する(以下「危険度低減」という。)。ただし、地域の防災上の観点等により、危険度低減を行うことが困難となる場合はこの限りではない。また、危険度低減を行う場合、以下の規定に留意する。

【留意規定】

(ア) 危険度低減にあっては、当該地すべり危険地区全体に係る既存施設の健全度に 留意すること。具体的には、地すべり危険地区内に健全度Ⅲ又はⅣの治山施設 (地すべり防止施設) が存在する場合は、危険度低減を行わない。

- (イ) 既往の山地災害危険地区調査により危険度低減が行われた地すべり危険地区において、その後の健全度評価により健全度がⅢ又はⅣの治山施設(地すべり防止施設)が確認された場合は、危険度低減を行う前の地すべり危険度に戻す。
- (ウ) 危険度低減を行った地すべり危険地区において、その後、山地災害が発生した場合や、概成後に治山事業等が計画された場合は、危険度低減を行う前の地すべり危険度に戻す。
- (3) (2) の判定結果及び「表-4 地すべり危険地区の危険度判定表」により、地すべり 危険地区の危険度を判定する。

4 調査結果の取りまとめ

地すべり危険地区の調査及び判定結果は、別冊様式の様式2、様式4、様式7、様式10、図面1及び図面2に取りまとめる。

表-1 地すべり危険度ランク判定表

	危険度ランク				
調査項目	判定項目	a	b	С	d
	地層の走向				流れ盤
	岩石の変質又は風化の状況			著しい	ある
地質	断層及び破砕帯			破砕帯が	断層が
	別層及び牧神市			ある	ある
	表層土の土質			粘性土	
	滑落崖、亀裂、陥没又は隆起		3種類	2種類	1種類
地況	(月俗庄、电衣、阳仅久は)性に		ある	ある	ある
上巴()L	沼地、湿地の規則的な配列、		3種類	2種類	1種類
	異常な地下水の湧出		ある	ある	ある
植生	立木の傾倒等の異常	著しい		ある	
地すべり	地すべり活動	移動して	過去に移		
状況	「心り、こり 位 野」	いる	動した		

表-2 地すべり危険度判定表

危険度	表-1による危険度ランク数	
a_1	 a がある場合 b が 2 項目以上ある場合 b が 1 項目及び c が 3 項目以上ある場合 	
b ₁	a ₁ 及び c ₁ 以外の場合	
c_1	d のみの場合	

表-3 被災危険度判定表

危険度	公共施設等の種類及び数量	
	公共若しくは公共用施設(道路を除く。)又	
a ₂	は 10 戸以上の人家がある場合	
b ₂	5 戸以上 10 戸未満の人家がある場合	
C 2	5 戸未満の人家又は道路がある場合	

表-4 地すべり危険地区の危険度判定表

危険度	地すべり危険度と被災危険度の組合わせ	
A	a_1-a_2 , a_1-b_2 , b_1-a_2	
В	a_1-c_2 , b_1-b_2 , c_1-a_2	
С	b_1-c_2 , c_1-c_2 , c_1-b_2	

崩壊土砂流出危険地区調査実施要領

1 調査対象地区の選定

保安林台帳、保安施設地区台帳、地すべり防止区域台帳、治山台帳、森林計画、空中写真、地 形図、地質図等の既存の資料及び聞き取り等の調査により、次の(1)から(3)までのいずれ かに該当する地区を調査対象地区として選定する。

- (1) 「山地災害危険地区の再点検について」(平成28年7月1日付け28林整治第514号林野庁長官通知)に基づく調査により、崩壊土砂流出危険地区と判定された地区
- (2) おおむね2次谷から3次谷までの渓流の出口からおおむね2キロメートル以内に公共施設等がある地区(ただし、山腹崩壊又は地すべりの規模が大であって、土石流等が2キロメートル以上の範囲に流出するおそれがある場合に、土石流等が流出すると予想される範囲に公共施設等がある場合には、その地区を含む。)
- (3) 過去に土石流災害が発生した地区

2 調査の実施

1により選定した調査対象地区について、既往の資料及び現地調査により荒廃発生源の調査、 崩壊土砂流出区間の調査、公共施設等実態調査、保安林等指定状況調査、治山事業実施状況調査 及び災害歴調査を実施する。

ただし、活動火山対策特別措置法の第3条において、「火山災害警戒地域」として指定された 市町村にあっては、これらの調査に加え、噴火・泥流歴調査を実施する。

(1) 荒廃発生源の調査

ア 調査対象地区について、別記1又は別記2により、自然条件調査を実施し、山腹崩壊 危険度又は地すべり危険度を判定する。

ただし、噴火・泥流歴調査を行った地区であって、2の(7)の調査の結果、火山泥流等のおそれがあると認められる地区にあっては危険度を a_1 とする。

イ 山腹崩壊危険度又は地すべり危険度が最も高く、かつ、公共施設等が所在する地区から最も遠い位置にあるメッシュを荒廃発生源として判定する。また、火山泥流等のおそれがあると認められる地区については、その最上部を荒廃発生源とする。

(2) 崩壊土砂流出区間の調査

(1)により判定した荒廃発生源の直下(渓床勾配 20 度以下の渓流)から、原則として渓流の出口までを崩壊土砂流出区間とし、次の調査を実施する。

なお、崩壊土砂流出区間の調査の実施にあっては、調査の効率化・高度化や土砂移動・ 亀裂等の経過観察においても有効であることなどから、リモートセンシング技術の活用を 推奨する。

ア 転石の混入割合

混入割合が代表的な渓床を選定し、堆積土砂に占める転石(径 20 センチメートル以上)の割合を10%括約で調査する。

イ 荒廃発生源の直下の渓床勾配

荒廃発生源の直下から下流300メートルの範囲の渓床勾配を度単位で計測する。

ウ 崩壊土砂流出区間の延長及び平均渓流幅

崩壊土砂流出区間の延長を100メートル単位で、平均渓流幅を1メートル単位で計測する。

エ 崩壊土砂流出区間の平均渓床勾配

崩壊土砂流出区間の平均渓床勾配を度単位で計測する。

(3) 公共施設等実態調査

ア 土石流等により、直接被害を与えるおそれのある公共施設等の種類及び数量を調査する。

- イ 調査対象地区に係る人家の戸数については、次によるものとする。
- (ア) 住居の用に供している家屋については、1世帯を1戸とする。
- (イ) 工場、旅館等は、従業員5人につき1戸とする。ただし、棟数が、計算により求められた戸数を上回る場合には、当該棟数とする。
- (ウ) その他は、1棟を1戸とする。

(4) 保安林等指定状況調査

保安林の指定状況(保安林種、指定年月日及び指定区域面積)、保安施設地区の指定状況 (指定年月日及び指定区域面積)、地すべり防止区域の指定状況(所管省庁、指定年月日及 び指定区域面積)並びに砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域の指定の 有無を調査する。

(5) 治山事業実施状況調査

ア 治山事業の実施状況について、実施年度、事業区分(復旧治山、予防治山、地すべり 防止等)、主たる治山施設の種類、設置位置及び進捗状況を調査する。

イ 治山事業以外の事業の実施状況について、防災施設の種類及び設置位置を調査する。

(6) 災害歴調査

過去に発生した土石流等による災害について、発生年月日及び被害の概要を調査する。

(7) 噴火・泥流歴調査

既往の資料及び現地調査により、噴火、火山泥流等の発生年月日及び発生状況等を調査する。

3 崩壊土砂流出危険地区の判定及び崩壊土砂流出危険地区の危険度の判定

(1) 崩壊土砂流出危険地区の判定

- ア 調査結果を調査対象地区ごとに別冊様式の様式3に整理し、「表-1 崩壊土砂流出 危険度点数表」により採点して、点数の計(以下「危険度点数」という。)を求める。
- イ 3の(1)のアにより危険度点数が100点以上となった崩壊土砂流出区間を崩壊土砂流出危険地区と判定するとともに、崩壊土砂流出区間に流入する渓流の集水区域を表示する。

なお、過去に土石流災害が発生した地区で危険度点数が 100 点未満となった場合及び 1の(1)により決定された地区で、100 点未満となった箇所については、自然条件の 大幅な変更がなく、かつ、公共施設等の移転等がない場合は 100 点に補正する。

ウ 崩壊土砂流出危険地区と判定された崩壊土砂流出区間について、次により面積を求める。

崩壊土砂流出区間の面積=

崩壊土砂流出区間の延長×崩壊土砂流出区間の平均渓流幅×3

(2) 崩壊土砂流出危険地区の危険度の判定

ア 崩壊土砂流出危険地区と判定された調査対象地区について、「表-3 崩壊土砂流出 危険度判定表」により崩壊土砂流出危険度を判定する。

なお、崩壊土砂流出区間に流入する渓流の集水区域(以下「集水区域」という。)が 1.5km2 (150ha) 以上となる場合、以下の手順等に基づき想定流木量を算出し、集水区域あたりの想定流木量が 100m3/km2 以上となる場合は、「表-2 流木による崩壊土砂流出危険度点数表」より 20 点を補正点数とする(以下「流木補正」という。)。(集水区域が 1.5km2 (150ha) 未満の場合であっても、過去の大雨による流木発生状況等を鑑み、必要に応じて同手順に基づき流木補正を行うことができる。)

【流木補正に係る手順】

① 流木流下区間の面積の算出

流木流下区間は、3の(1)のイにより危険度点数が100点以上となった崩壊土砂流出区間とし、流木流下区間の面積は3の(1)のウにより求めた面積を用いる。 流木流下区間の面積=崩壊土砂流出区間の面積

② 想定流木量の算出

想定流木量は、①により算出した流木流下区間における立木量(m³)の総和を算出し、流出率を乗じる。

想定流木量 (m³) =

流木流下区間における立木量 (m³) ×流出率*

(※流出率は 0.9 程度とする)

③ 流木流下区間における集水区域あたりの想定流木量の算出 流木流下区間における集水区域あたりの想定流木量は、②で算出した想定流木量を 崩壊土砂流出区間に流入する渓流の集水区域で除する。

集水区域あたりの想定流木量 (m³/km²) =

想定流木量 (m³) ÷崩壊土砂流出区間に流入する渓流の集水区域 (km²)

イ 2の(1)のアの調査によって、山腹崩壊危険度又は地すべり危険度を判定した結果、 渓流の出口から2キロメートル以内にある公共施設等の種類及び数量を用いて「表-4 被災危険度判定表」により被災危険度を判定する。

なお、当該崩壊土砂流出危険地区における治山事業等が概成(計画した一連の工事が完了)した場合は、「表-3 崩壊土砂流出危険度判定表」に関わらず、原則、崩壊土砂流出危険度を c_1 として判定する(以下「危険度低減」という。)。ただし、地域の防災上の観点等により、危険度低減が困難な場合はこの限りではない。また、危険度低減を行う場合は以下に留意する。

【留意規定】

- (ア) 危険度低減にあっては、当該崩壊土砂流出危険地区全体に係る既存治山施設の 健全度に留意すること。具体的には、崩壊土砂流出危険地区内に健全度Ⅲ又はⅣ の治山施設が存在する場合は、危険度低減を行わない。
- (イ) 既往の山地災害危険地区調査により危険度低減が行われた崩壊土砂流出危険地 区において、その後の健全度評価により健全度がⅢ又はⅣの治山施設が確認され た場合は、危険度低減を行う前の崩壊土砂流出危険度に戻す。
- (ウ) 危険度低減を行った崩壊土砂流出危険地区において、その後、山地災害が発生 した場合や、概成後に治山事業等が計画された場合は、危険度低減を行う前の崩 壊土砂流出危険度に戻す。

ウ ア及びイの判定結果及び「表-5 崩壊土砂流出危険地区の危険度判定表」により、 崩壊土砂流出危険地区の危険度を判定する。

4 調査結果の取りまとめ

崩壊土砂流出危険地区の調査及び判定結果等は、別冊様式の様式3、様式4、様式8、様式11、 図面1及び図面2に取りまとめる。

表-1 崩壊土砂流出危険度点数表

調査項目	区 分	点数
	a 1	56
荒廃発生源の崩壊(地すべり)	b 1	48
危険度	C 1	40
	d 1	0
	10%未満	0
転石の混入割合	10%以上 20%未満	5
料石の此八部石	20%以上30%未満	20
	30%以上	9
	9°未満	0
荒廃発生源直下の渓床勾配	9°以上14°未満	5
元宪先生你但下少庆外为癿	14°以上19°未満	14
	19°以上	27
	200m未満	0
崩壊土砂流出区間の延長	200m以上 500m未満	14
	500m以上	37
	5°未満	0
	5°以上8°未満	8
平均渓床勾配	8°以上11°未満	16
	11°以上16°未満	24
	16°以上	30

注 d_1 : 荒廃発生源の崩壊危険度が 100 点未満のもの及び地すべり危険度が a_1 、 b_1 、 c_1 以外のもの。

表-2 流木による崩壊土砂流出危険度点数表

調査項目	区分	点数
流木流下区間に	100m³/km²以上	20
おける集水区域あ	100III / KIII - 154 - 1.	20
たりの想定流木量	100 3/L 2DLL	0
(m^3/km^2)	100m³/km²以上	U

表一3 崩壊土砂流出危険度判定表

危険度	危険度点数	
a_1	140 点以上	
b_1	120 点以上 140 点未満	
c_1	100 点以上 120 点未満	

表一4 被災危険度判定表

危険度	公共施設等の種類及び数量	
a ₂	公用若しくは公共用施設(道路を除 く。)又は10戸以上の人家がある 場合	
b_2	5 戸以上 10 戸未満の人家がある場合	
c_2	5 戸未満の人家又は道路がある場合	

表-5 崩壊土砂流出危険地区の危険度判定表

危険度	危険度点数		
A	a_1-a_2 , a_1-b_2 , b_1-a_2		
В	a_1-c_2 , b_1-b_2 , c_1-a_2		
С	b_1-c_2 , c_1-c_2 , c_1-b_2		

附則(昭和53年7月17日53林野治第1817号) この要領は、昭和53年7月17日から施行する。

附則(昭和54年7月18日54林野治第1842号) この改正は、昭和54年7月18日から施行する。

附則(昭和60年5月15日60林野治第1579号) この改正は、昭和60年5月15日から施行する。

附則(平成3年9月24日3林野治第2741号) この改正は、平成3年9月24日から施行する。

附則(平成7年10月20日7林野治第2914号) この改正は、平成7年10月20日から施行する。

附則(平成18年7月3日18林整治第520号) この改正は、平成18年7月3日から施行する。

附則(平成28年7月1日28林整治第514号) この改正は、平成28年7月1日から施行する。

附則(令和6年3月27日5林整治第2055号) この改正は、令和6年3月27日から施行する。

【機密性2情報】 【局内限り】

(別冊様式)

山地災害危険地区調査取りまとめ様式及び図面作成要領

山腹崩壊危険地区調査表

調査	番号			_			地区	区名							[国	・貝	見・呉	[直]	位	置			市郡		町 村		大字	字	(林班)	(調査年		
																					緯	度		(度単	位10進数	效形式)	経度	(度単	位10進数形	式)			
調査	地区	選定	ごの ま	里由																							人家	公用・公	共用施設	9 道		7.	の他
保安保安	林・ 施設:	地区	の指	定		指	定	年	月	日		1	保 安	办	†	種			指	定	区	域	面	積	ha	公共施	人家数	(道路を 種類	:除く) 数量	種類	数量	種類	数量
地す	べり防	i止区	域の	指定		所	f 管	第 名	首	庁		ŧ	旨 定	年	月	日			指	定	区	域	面	積	ha	設	•						
	地	基岩	台の封	也質	時代	岩石	ゴの利	重類		地層	の走	向・傾斜	ļ	風	性の:	伏況	1	断層	ਭ の7	有無		破砕	帯の	有無		等の実							
	質		特	記事	項		傾斜	計 ()	メッミ	ンユア	勺急盾	崖の有無 有・	・地質区 無	分第	1 • 23	質の	み)	1	9	_		類別 4	区分 5	6	7	態調							
	メッ					地							林					点	荒房	逐状沙	兄等	1	補正	合	保	査	調査結果	判定区 (最上位の			被災危険	変 a ₂	b_2 c_2
Д,	シュ	傾		縦断		横断	面形	土原		0岁		樹	林種				赴比数	数	崩壊	地	落	計	加		安林			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, , , , ,	l.	± \\\\	II >=	
自	番号	%	点数	形	点数	度	点数	m	点数	該当	点数	種	NL 等	齢級	点数	区分	点数	計	地 有	震	石		算 点	計	種	ETT3	令による指 砂防指定均	也区		区分		基 捗状況	
HI.	1 2																									[22]	急傾斜地崩土砂災害暫	壊危険区域	治口	. 4 /14	概成·一部 概成·一部		
然	3																										工切火方言	下水区域	淮		以外の施設		す・無
条	4 5																									(災:	備 考 害歴・危険度						
木	6																													危隊	度 度 半	」 定	表
	7																														区番号		_
件	8																														東危険度		c_1 c_1
	9																													皮 災 危		-	o ₂ c ₂ • 無
調	10													補正	I 三点数	ά											年度の調査	:結果	. 倍 -		危険度判定		B C
19.3	<i>7</i> 1	• AL.	ا جاد		メ	ッシ	ユ番	号		岸	(数言	+	崩壊地有		1震		5石		合	計		山月	复崩塌	衷危!	険度)	度		▼危険度		
			の半										7万多久 A D T H	ין דע		11	3*/11									[]	山腹崩壊 危険地区				東危険度		c_1
査																						;	a ₁ k	01 0	1	[]	地すべり	A B C	l I 🗀	皮災が	 険 度 危険度判定		о ₂ с ₂ В С
									<u> </u>				<u> </u>	1	1	<u> </u>										::	危険地区	ABC	面制		区 域	()	ha
		面	積				地区							ha			険地区 以上の			T) */-					ha	(11)	崩壊土砂流出 危険地区		Zz.	00点以上の	メッシュ数	()	ha
						/ 河			.の数		()							()	,	,		保 多	安林 等	の指定		• 無
			沙情 载				亀	裂•	段差	<u></u> 	形		線状	凹地	• =	重稜	線	地	すべ	り地	形	その	也(内	容を	記載)		危険地区でなる	ひつた	l —	り法令			- 無
	(該	当は下	下段に())																		()				荒 廃	张 況	(崩壊)	有	• 無

[注意事項]

- 1 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。
- 2 本表は、調査地区1地区ごとに作成するものとし、記載方法等は次による。
- (1)調査番号欄は、市町村ごとに一連番号とする。
- (2) 地区名欄は通称名等を付すが、他の調査地区と同一名称にならないように留意する。また、地区名欄の〔〕内には、必ず、調査地区の国有林(国)、民有林(民)又は民有林直轄事業区域(民直)の別を○で囲む又は記載する。(記号又は字句の記載がある欄は、該当事項を○で囲む。以下同じ。)

同一地区内に国有林、民有林が存在する場合は、(国・民)の両方を○で囲む又は記載する。

(3) 位置欄には、国有林にあっては林班名まで記載する。

緯度・経度の計測にあたっては現地計測のほかGISも利用できることとし、計測箇所は調査対象 地区の源頭部(最高標高点)とする。

緯度・経度は度数10進数形式で、少数第6位まで記入する。

- (4) 調査年月日欄には、本表を作成した年月日を記載する。
- (5) 調査地区選定の理由欄には、別記2の1の(1) に基づく選定理由及び特記すべき事項を簡明に 記載する。
- (6) 自然条件調査欄は、次により記載する。
- ア 地質欄は、調査地区について調査項目ごとに調査した結果を簡明に記載し、特記事項欄に、特に 顕著な地質特性等を付記する。

また、地質の類別区分欄は、調査で把握した地質及び別記1の表-1-1、表-1-2の注2の 地質区分によって地質の類別を決定し、該当する類別番号を表示する。

- イ メッシュ番号は、原則として、山腹の上方部からの一連番号とする。なお、調査区域が狭小でメッシュを省略した場合は、当該箇所を1個のメッシュとして取り扱う。
- ウ 地況、林況欄には、メッシュごとに各項目の調査数値等を記載する。なお、林況の樹種欄は、メッシュ内の代表樹種名を記載し、林種欄には、別記1の表-1-1、表-1-2の注4の区分によって林種(N、L・NL)を記載する。
- エ 縦断面形の「形」は凹、平、複、凸を記載する。
- オ 0次谷の谷線が通過するメッシュには該当欄に「○」を記載する。
- カー収量比数の区分欄には、「疎」「密」のいずれかを記入し、「中庸」となる場合は空欄とする。
- キ 各項目の点数欄には、調査数値等及び別記1の「表-1-1山腹崩壊危険度点数表(多雨地域)」及び「表-1-2山腹崩壊危険度点数表(非多雨地域)」により採点した危険度点数を記載し、横計をとり点数計欄に記載する。(ただし、林種は除く。)
- ク 荒廃状況等の崩壊地有欄には、調査地区の山腹面に現に崩壊地等がある場合で、かつ、地況、林 況の危険度点数計が100 点未満のメッシュの場合にのみ、合計欄が100 点となるよう補正点数 (10 0 点-点数計) を記載する。 (注、崩壊があっても、点数計が危険地区判定の境界値100点以上の 場合は補正しない。)
- ケ 荒廃状況等の地震欄は、別記1の地震調査を行った場合にのみ、様式1-2から該当するメッシュ番号の補正点数を記載する。
- コ 荒廃状況等の落石欄は、別記1の落石調査を行った場合にのみ、様式1-2から該当するメッシュ番号の補正点数を記載する。

- サ 荒廃状況等の計欄には、崩壊地有、地震及び落石欄の合計点数を記載する。ただし、地震及び落石の調査を行い、これらの補正点数が各々20 点以上となった場合は、高い方の点数を合計点数に含めるものとする。
- シ 補正加算点欄は、前回の調査で山腹崩壊危険地区と決定された地区で危険度点数がすべて100点 未満になった場合で、危険度点数の合計が最高となったメッシュの場合にのみ、合計欄が100点と なるよう補正点数(100 点-点数計)を記載する。
- ス 調査結果の危険度の判定欄には、危険度点数の合計が最高となったメッシュの番号及び点数を記載(補正がある場合には補正点数を分けて記載)し、その合計点数が100 点以上である場合、危険地区として判定して、点数及び別記1の表-6-1、表-6-2により山腹崩壊危険度を判定し、該当欄に表示する。
- セ 面積欄には、調査地区が2分の1以上含まれるメッシュの数により調査地区の面積を、また、危 険度点数が100点以上のメッシュの数により危険地区の面積をそれぞれ記載する。

なお、面積の一部に所管外の民有林又は国有林を含む場合は、その含む面積を () 内書きで記載する。

- (7) 公共施設等の実態調査欄は、次により記載する。
- ア 公共施設等の各欄には、調査地区に係る人家数(従業員数により換算したものを含む。)、公用 ・公共用施設(道路を除く。)及び道路の種類、数量(戸数、施設数、延長等)を記載する。
- イ 調査結果の判定区分欄には、人家、公用・公共用施設のうち被災危険度の判定上最上位のものを 記載し、別記1の表-7により被災危険度を判定し、該当欄に表示する。
- (8) 保安林等の指定欄は、調査地区の全部又は一部が、保安林又は保安施設地区に指定されている場合に記載する。この場合、調査地区内の保安林等の種類(略号)を該当するメッシュの欄にも記載する。
- (9) 地すべり防止区域の指定欄には、調査区域の全部又は一部が、地すべり防止区域に指定されている場合に記載する。
- (10) 他の法令による指定の有無欄には、調査地区の全部又は一部が砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域又は土砂災害警戒区域に指定されている場合に「有」と記載する。
- (11) 事業進捗状況欄には、調査地区における治山事業または、その他事業(他所管の施設など)についての実施状況(治山事業の場合は様式4の危険地区付属表による。)により概成、一部概成、未成、未着手の別を表示する。

また、治山事業以外の施設欄には、その有無を表示する。

なお、概成とは、計画した一連の工事が完了した場合をいい、一部概成とは、計画した一連の工事のうち一部の箇所に対する工事のみが完了した場合をいう。また、未成とは、計画した工事の全部又は一部が完了していない場合をいう。

- (12) 危険度判定表は、次により記載する。
- ア 危険地区の番号欄は、市町村(番号)ごとに一連番号として記載する。
- イ 山腹崩壊危険度欄及び面積欄には自然条件調査の結果を、被災危険度欄には公共施設等の実態調査結果を、また、保安林等、他の法令の指定欄には、それぞれの調査結果を再掲して記載する。

なお、荒廃状況欄は、自然条件調査のメッシュのいずれかに崩壊地がある場合は、メッシュの点数にかかわらず、「有」として表示する。

ウ 危険地区の危険度判定欄は、危険度を別記1の表-8により判定し、表示する。

- エ 危険度低減後欄は、危険度を低減する場合に記載する。危険度低減を行わない場合、又は低減した危険度を戻す場合は空欄とする。
- (13) 前回の調査結果欄は、危険地区の全部又は一部が、前回の調査により、山地災害危険地区に判定されている場合に、その種類及び危険度を表示する。
- (14) 備考欄には、当該危険地区において過去に発生した災害(様式4の危険地区付属表による。)の 発生年月日、災害名、危険度見直しの状況等を記載する。

山腹崩壊危険地区調査表(地震・落石調査)

調査	至番号	-	-	地区名		[国	・民・月	民直]	位置		市郡	町 村		大字	字	林班)]査年月日)]査者)
	メ ツ番 シ号	震央 活断層 活	または からの距	斜面	傾斜	斜面横	断面形	斜面	5長	メッシ 斜面	/ュの 位置	斜面の	つ状況	土層	層深	合計点	数	補正点数
地	2 3	km	点数	%	点数	度	点数	m	点数	%	点数	内容	点数	m	点数			
震	1																	
調	2																	
	3																	
査	4																	
	5																	
	メ	<u> </u>	発生源の)傾斜角		<u> </u>		부	石竿の	安定状态		#7.	N 7 6					
	ツ番		能型		 5型	落下0	の高さ		准型	転不		落下斜 植生		地震の	り強さ	合計点	***	補正点数
落	シ号 ュ	度	点数	度	点数	m	点数	種類	点数	種類	点数	種類	点数	種類	点数	П н г ллх	<i>3</i> ,7	111111111111111111111111111111111111111
石	1				.,		.,,,,,,,	,,	***************************************			,	***************************************	,,,				
調	2																	
查	3																	
	4																	
	5																	

地すべり危険地区調査表

≓ ⊠ =	는 교, 디						1	/ <u>-</u> FE		市 郡	町 村		大字	字	(林	(班)	(調査年		
前金	全番号			地区名			・民直]	位置	緯度	(度	単位10進数刑	彡式)	経度	(度)	单位10進	数形式)				
., .	査地区 そ林・	[選定の理	由指定	年 月 日	日保	₹ 林	種	指定	区	域面和	責	公	人家	公用·公 (道路)			追	 	その	D他
		地区の指定	<u> </u>	,					,		ha	共施	人家数	種類	数数		種類	数量	種類	数量
地す	一べり阞	ち止区域の	指定	管 省 庁野 庁	指定	年 月	日	指 定	区	域面和	漬 ha	設等								
	気象			mm	大日雨量		mm	最大種	責雪深		cm	の実								
		地質時				地層						態							-	
	地	岩石の種				特記	争 垻 険 度	ラン	ク			調査	調査結果	判定区 (最上位の			衤	被災危険原	度 a ₂	b_2 c_2
自	가면	判	定項		а	l l		(2	d										
	質	地 層		走 向						□ 流∤					, L			業進捗状		
₽Þ.	負		質又は風化						しい	□ ある		他の	法令による打		l ⊨	区分			捗状況	
然		断層	及び破					4	帯があ	る … 断層	がある	Lj	砂防指定地		_	治山事		既成・一部棚		
		表層	土の	土質					生土			Li	急傾斜地崩 土砂災害警	場では、		事		^{既成・一部櫻} 外の施設		・未看手・無
条	地況		亀裂,陥没			3 種	重類ある	□ 2種	類あ	る 🗌 1種	類ある	<u> </u>	工砂火青	 新区 以	J <u> </u>	伯川爭	未以	アトリノル・政	<u> </u>	
			退地の規則的 地 下 水			3 看	重類ある	2種	類あ	る 🗌 1種	類ある	(災:	備 考 害歴・危険			危 危険	. 険 地区	<u>度</u> 判 番号	定表	
件	植生	立木の	傾 倒 等	の異常	著しい			□ ある	3							地す		7 17 77	a ₁ b	1 1
	地すべり	tite 1.	2 10	¥ =1 ;					_							健 仝 「	泛 度 評 fi		a ₂ _ b 有。	4 4
司田	状況	地す	べり	活動	移動している	過去に	移動した								』 □ 版	在除抽	也区の危	5)	A I	3 C
調			在17个日	生の 刈 中	a	b	С	d	±	也すべり危	険度		年度の調	間査結果	度	:		た 除 度 6		
				まの判定 ランク計)					\vdash			[]	山腹崩壊 危険地区)			<u>へり</u> 足 危	危険度	a ₁ b	
査) ·) HI)						a_1 b_1	c_1	,,	地すべり			1//			A I	
	調 3	至 結 果			地すべ	り区域	誘発助	力長区域		面積計			危険地区	A B C			地区		()	ha
			面	積	()	()	-	()	[]	崩壊土砂流出 危険地区	J	保地	<u>安林</u> すべり		の 指 定 区域指定	<u>有・</u> 有・	
			Щ	1只	(, ,	(,		(1	[]	危険地区でなる	- かった	他				有 .	
						ha		ha	а		ha	''			芒		录 (+批っ	ナベり)	右。	

[注意事項]

- 1 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。
- 2 本表は、調査地区1地区ごと(一の地すべり防止区域を区分した場合も同じ。)に作成するものと し、記載方法等は次による。
- (1)調査番号欄は、市町村ごとに一連番号とする。
- (2) 地区名欄には通称名等を付すが、他の調査地区と同一名称にならないよう留意する。ただし、調査地区が地すべり防止区域である場合はこれと同一名称(地すべり防止区域を分割した場合は()で枝番号を付する。)とする。

地区名欄の〔〕内には、必ず、調査地区の国・民・民直の別を○で囲む又は記載する。 (記号 又は字句の記載がある欄は、該当事項を○で囲む。以下同じ。)

同一地区内に国有林、民有林が存在する場合は、(国・民)の両方を〇で囲む又は記載する。

(3) 位置欄には、国有林にあっては林班名まで記載する。

緯度・経度の計測にあたっては現地計測のほかGISも利用できることとし、計測箇所は調査対象地区の源頭部(最高標高点)とする。

緯度・経度は度数10進数形式で、少数第6位まで記入する。

- (4) 調査年月日欄には、本表を作成した年月日を記載する。
- (5) 調査地区選定の理由欄には、別記2の1の(1)に基づく選定理由及び特記すべき事項を簡明に 記載する。
- (6) 自然条件調査欄は次により記載する。
- ア 気象欄の雨量及び積雪深は、調査地区又は最寄りの地域における記録等によって記載する。
- イ 地質欄については、基岩の地質時代(第三紀、中古生層等)、地層名(秩父等)、岩石の種類 (結晶片岩、泥岩等)をそれぞれの項目の欄に記載し、特記事項欄に、温泉変質、断層、破砕帯、 キャップロック等地質について特記すべき事項を記載する。
- ウ 地質欄の判定項目、地況、植生及び地すべり状況欄の判定欄の判定項目について調査した結果を 、危険度ランク欄の該当事項により表示する。
- エ 調査結果の危険度の判定欄には、別記 2 の表 -1 の危険度ランクの区分(a、b、c、d)ごとに該当項目数(ランクの数)を記載し、ランクの数及び別記 2 の表 -2 により判定した地すべり危険度を該当欄に表示する。
- オ 面積欄には、危険地区内の地すべり区域の面積、誘発助長区域の面積及び合計面積を記載する。 ただし、地すべり区域に隣接する誘発助長区域等が明確でない場合は、地すべり区域の面積欄に一 括して記載する。

なお、面積の一部に所管外の民有林又は国有林を含む場合は、その含む面積を()書きで記載する。

- (7) 公共施設等の実態調査欄は、次により記載する。
- ア 公共施設等の各欄には、調査地区に係る人家数(従業員数により換算したものを含む。)、公用 ・公共用施設(道路を除く。)及び道路の種類、数量(戸数、施設数、延長等)を記載する。
- イ 調査結果の判定区分欄には、人家、公用・公共用施設のうち被災危険度の判定上最上位のものを 記載し、別記2の表-3により被災危険度を判定し、該当欄に表示する。
- (8) 保安林等の指定欄は、調査地区の全部又は一部が、保安林又は保安施設地区に指定されている場合に記載する。この場合、調査地区内の保安林等の種類(略号)を該当するメッシュの欄にも記載する。

- (9) 地すべり防止区域の指定欄は、調査区域の全部又は一部が、地すべり防止区域に指定されている場合に記載する。
- (10) 他の法令による指定の有無欄には、調査地区の全部又は一部が砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区 域又は土砂災害警戒区域に指定されている場合に「有」と記載する。
- (11) 事業推進状況欄には、調査地区における治山事業又はその他事業(他所管の施設など)についての実施状況(治山事業の場合は様式4の危険地区付属表による。)により概成、一部概成、未成、未着手の別を表示する。

また、治山事業以外の施設欄には、その有無を表示する。

なお、概成とは、計画した一連の工事が完了した場合をいい、一部概成とは、計画した一連の工事のうち一部の箇所に対する工事のみが完了した場合をいう。また、未成とは、計画した工事の全部又一部が完了していない場合をいう。

- (12) 危険度判定表は、次により記載する。
- ア 危険地区の番号欄は、市町村(番号)ごとに一連番号として記載する。なお、危険地区が地すべり防止区域であるときは、地すべり防止区域名を〔〕内に記載し、地すべり防止区域を区分したものであるときは名称の後に、必ず、区分番号を付記する。

例:1-3		〔東〕	西~1〕
市	危	防	区
町	険	止	分
村	地	区	番
番	区	域	号
号	番	名	
	号		

イ 地すべり危険度欄及び面積欄は自然条件の調査結果を、被災危険度欄は、公共施設等の調査結果 を、また、保安林等、地すべり防止区域指定、他の法令の指定状況欄には、それぞれの調査結果を 再掲する。

なお、荒廃状況欄は、自然条件調査の地すべり状況 (地すべり活動)欄に該当事項がある場合 (移動している又は過去に移動した)は、「有」として表示する。

- ウ 危険地区の危険度判定欄は、危険度を別記2の表-4により判定し、該当欄に表示する。
- エ 危険度低減後欄は、危険度を低減する場合に記載する。危険度低減を行わない場合、又は低減した危険度を戻す場合は空欄とする。
- (13) 前回の調査結果欄は、危険地区の全部又は一部が、前回の調査により、山地災害危険地区に判定されている場合に、その種類及び危険度を表示する。
- (14) 備考欄には、当該危険地区において過去に発生した災害(様式4の危険地区付属表による。)の 発生年月日、災害名、危険度見直しの状況等を記載する。

崩壊土砂流出危険地区調査表

						1											市	町							(調査年	月日)	
∄ ⊞ =	七五 日				Lile D	,, ,								7 / 1 7	/ - - ==		郡	村		大字		字	(林班)	(調査者		
可用台	查番号				16.	区名						月・囯]	₹•₽	大 国]]业, 直	緯度	į.	(度単位10進数	形式)		経度	(度	単位10進数形式	式)			
調	查地区	選定の	理由																	小	1 字	公用・公	>共用施設		 首 路	7	- D /th
	マ林・			ŧ	旨 定	年	月日		保	安	林 種			指元	官	区均	成 面	積		公共	人家		を除く)				の他
保多	で施設地	也区の指	定						11.					114			b	ha		施 設	人家数	種類	数量	種類	数量	種類	数量
地す	-べり防	止区域の	の指定		所 智	管 省	庁		指	定年	月日			指気	Ė	区力	成 面	積		設 等							
	I				111	自出体	合除地	<u></u> 区メッ	3/-	(是点:	気のメッ	13/2)						ha 荒廃		\mathcal{O}							
	III. EE as	傾斜	総法除行	面形 結	断面形				ノユ 林			シュ)	数	補正	占数		山腹	出庙		実 態							
-1.1-	地質の 類別	% 点			度 点数		蒸数 該当	124	NL4		点数 区分	0	') <u> </u>	壊有 地角		活	一危险	用原料地		悲調		判定区	アム		<u> </u>	T	
荒廃	第類	70 210	* /I/	/// 3A /	× ////	111 "		/// 9A	TAL	(1) mp///X	M ()	1 1/1/30 11	рі		20 11		7019			查	調査結果	(最上位の			被災危険	度 a ₂	b_2 c_2
発	71. 77.					地	すっ	べ り	危	険 地	L I I			ı				荒廃	L						II		
発生	危		地	変			陥没											<u></u> 地							事業進捗	状況	
源	険 地	時地代	層 の	質岩 •石	破断砕	の表 土層	隆起	1 JE 1	水湧と 召地	77.71		すべり	7	判定ラ	ンク	計	危険べ	地すべ	,	他の法		指定の有無		区分		生 捗状况	
の調	区 の	代 区質	走	風の	帯層	質土	滑落/ 亀裂	圭 🗼	显地	等		活動					険べ	べりの べりの			砂防指定:		治山	事業			成・未着手
查	番号	分の	向	化		, ,.							а	b	С	d	度り	b) り活動 の有無		LLJ		博壊危険区域	7/5	事業	概成・一部		
	号		ランク	ランク	ランク	ランク	ランク	7 7	ンク	ラン	7	ランク						a	L	illi	土砂災害	警	冶	山争業人	以外の施設		有・無
																			Г		備考	<u>z</u>	1	危	険 度 半	定	 表
	荒廃	発生源					崩	壊	士:	砂	流	出	区	間						(災害	歴・危険		f			, ,_	_
	危険度	点数	声之	の浬	入割合		荒廃発			五杯	 美流幅及	び延長		月			出区間						崩	壊土砂	流出危険度	a_1	b_1 c_1
自	旭陜及	小	#47/1	10万段	八百1日		直下の浮	兵床勾配			大师帽汉	0.严区			4	均渓	床勾配						被		危険度	a_2	b_2 c_2
然	a ₁		混力	本	点数	渓床	三勾配	点数		平均渓 流幅	延長	点数		高低	差		☑均 ☑勾配	点数					<i></i>		「価Ⅲ・Ⅳ		•無
然	-		-	%			度										度		Г		左座の	調査結果		険地区 <i>0</i>	危険度判定▼危険度	A 低速悠	В С
条	a_1 b_1			70			及			m	m				m		及					河	度崩	壊 十 砂 注	▼厄陝及 流出危険度	以例(医 a ₁	b_1 c_1
7-1	c_1																				山腹崩壊 - 危険地区)	被		<u>危</u> 険 度	a_1	b_1 c_2
件	1			#	• 1-45		流木流	下区間		_		<u> </u>			水区		.	⊢ >k/		,	地すべり)危険度判定	A	ВС
調	法力	卜補正	É	集水区	_		危険地			1	想定流木	重	i	あたり⊄ or∑	り想達 広木将		Ī	点数		LLLJ	危険地区	A B C	危 隙) 地	区 面 積	() ha
	1/16/	N/HH 11.			ha				ha			m3	,			m3/k	m ^C				崩壊土砂流出 危険地区	1	保 安	林等	の指定		•無
査				()		()													/ <u>4</u> /\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	J			上区域指定		•無
	調査	監結果	危	険度の	判定		点数計	<u> </u>	補正	加算点		総点数	汝					出危険度			危険地区でな	かった			の指定		•無
			1	_												8	$\mathbf{a}_1 \mathbf{b}_1$	c_1					荒廃状	況(崩壊又	又は地すべり)	有	•無

[注意事項]

- 1 用紙の規定は、日本工業規格A4判とする。
- 2 本表は、調査地区1地区ごとに作成するものとし、記載方法は次による。
- (1) 調査番号欄は、市町村ごとに一連番号とする。
- (2) 地区名欄は崩壊土砂流出区間の渓流名等を記載するが、他の調査地区と同一名称にならないよう 留意する。また、地区名欄の〔〕内には、必ず、調査地区の国・民・民直の別を○で囲む又は記載する。(記号又は字句の記載がある欄は、該当事項を○で囲む。以下同じ。)

同一地区内に国有林、民有林が存在する場合は、(国・民)の両方を〇で囲む又は記載する。

(3) 位置欄には、崩壊土砂流出区間の最下流端の地区の字名を記載する。

緯度・経度の計測にあたっては現地計測のほかGISも利用できることとし、計測箇所は荒廃発生源とする。

緯度・経度は度数10進数形式で、少数第6位まで記入する。

- (4) 調査年月日欄には、本表を作成した年月日を記載する。
- (5) 調査地区選定の理由欄には、別記3の1に基づく選定理由及び特記すべき事項を簡明に記載する。
- (6) 荒廃発生源の調査欄及び自然条件調査欄は次により記載する。
- ア 荒廃発生源の調査欄は、荒廃発生源と判定した山腹崩壊危険地区メッシュ(崩壊危険度点数100 点以上のメッシュのうち最高点のメッシュ)又は地すべり危険地区のいずれかについて記載する。 記載及び判定の方法等は、様式1-1山腹崩壊危険地区調査表又は様式2地すべり危険地区調査表 の注意事項に準ずる。
- イ 自然条件調査の荒廃発生源欄は、様式4危険地区付属表の噴火・火山泥流歴調査の結果、火山泥 流等のおそれがあると認められる地区にあっては、危険度をa1とし、それ以外の地区にあっては 、上記アの荒廃発生源調査の山腹崩壊危険度又は地すべり危険度を表示し、崩壊土砂流出区間(崩 壊土砂流出区間=荒廃発生源直下(渓床勾配20°以下の渓流)から、原則として渓流の出口までの 区間)欄には、項目ごとの調査の結果を記載の上、別記3の表-1により採点した崩壊土砂流出危 険度点数をそれぞれ記載する。
- ウ 流木補正には、集水区域あたりの想定流木量から別記3の表-2により判定した点数を記載する。
- エ 調査結果の危険度の判定欄には、崩壊土砂流出危険度の点数計及び総点数を記載し、総点数が100 点以上のものについて別記3の表-3により崩壊土砂流出危険度を判定し、該当欄に表示する。
- オ 補正加算点欄は、前回の調査で崩壊土砂流出危険地区と決定された地区で危険度点数が100点未満になった場合にのみ、総点数欄が100点となるよう補正点数(100点-点数計)を記載する。
- カ 集水区域欄には、崩壊土砂流出区間に流入する渓流の集水面積を記載する。

なお、面積の一部に所管外の民有林又は国有林を含む場合は、その面積を()) 内書きで記載する。

キ 流木流下区間(危険地区面積)欄には、「崩壊土砂流出区間の延長(m)×(渓流の平均幅(m)×3)」により算定(ha単位)した危険地区の面積を記載する。

なお、面積の一部に所管外の民有林又は国有林を含む場合は、その面積を () 内書きで記載する。

- (7)公共施設等欄の実態調査欄は、次により記載する。
- ア 公共施設等の各欄には、調査地区に係る人家数(従業員数により換算したものを含む。)、公用 ・公共用施設(道路を除く。)及び道路の種類、数量(戸数、施設数、延長等)を記載する。
- イ 調査結果の判定区分欄は、人家、公用・公共用施設のうち被災危険度の判定上最上位のものを記載し、別記3の表-4により被災危険度を判定し、該当欄に表示する。

- (8) 保安林等の指定欄は、調査地区の全部又は一部が、保安林又は保安施設地区に指定されている場合に記載する。
- (9)地すべり防止区域の指定欄は、調査地域の全部又は一部が、地すべり防止区域に指定されている場合に記載する。
- (10) 他の法令による指定の有無欄には、調査地区の全部又は一部が砂防指定地区、急傾斜崩壊危険地区又は土砂災害警戒区域に指定されている場合に「有」と記載する。
- (11) 事業進捗状況欄には、調査地区における治山事業またはその他の事業(他所管の施設など)についての実施状況(治山事業の場合は様式4の危険地区付属表による。)により概成、一部概成、未成、未着手の別を表示す。

また、治山事業以外の施設欄には、その有無を表示する。

なお、概成とは、計画した一連の工事が完了した場合をいい、一部概成とは、計画した一連の工事のうち一部の箇所に対する工事のみが完了した場合をいう。また、未成とは、計画した工事の全部又は一部が完了していない場合をいう。

- (12) 危険度判定表は、次により記載する。
- ア 危険地区の番号欄は、市町村(番号)ごとに一連番号として記載する。
- イ 崩壊土砂流出危険度欄及び危険地区面積欄は自然条件の調査結果を、被災危険度欄は公共施設等 の調査結果を、また、保安林等、地すべり防止区域指定、他の法令の指定欄には、それぞれの調査 結果を再掲する。

なお、荒廃状況欄は、荒廃発生源調査の荒廃の有無欄において山腹崩壊地又は地すべり活動がある場合は「有」として表示する。

- ウ 危険地区の危険度判定欄は、危険度を別記3の表-5により判定し、該当欄に表示する。
- エ 危険度低減後欄は、危険度を低減する場合に記載する。危険度低減を行わない場合、又は低減した危険度を戻す場合は空欄とする。
- (13) 前回の調査結果欄は、危険地区の全部又は一部が、前回の調査により、山地災害危険地区に判定されている場合に、その種類及び危険度を表示する。
- (14) 備考欄には、当該危険地区において過去に発生した災害(様式4の危険地区付属表による。)の 発生年月日、災害名、危険度見直しの状況等を記載する。

(1) 治山事	事業実施場	犬況						(着	手手年	度:			年度	٤)								
年度 事	業区分	施	設の	種	類	•	数量	と 等		,	本 [L 事] [危	険	地区	₹ 見	見耳	文 図		
													千円	<u> </u>								
														41								
														41								
														41								
														-								
														- 								
														-								
					-									1								
														11								
(2) 実施紹	圣過 (記	周査以降)												-								
	業区分		設の	種	類	•	数量	等		,	本 _	L 事	費	ן ד								
													千円	†								
														11								
]								
														_								
														41								
														41								
														-								
(0) 《今度	¥									<u> </u>				-								
(3) 災害歴		<i>≥ !</i> 7	#F D			44	· + /	4U. A	ΣITI		-	w	松玉	- I								
発生年月日	火き	手 名 ·	安 [2			份	害(ソ祆	况		1	被害	· 頟	- ∤								
(4) 噴火・	泥流歴													-								
(4) 「東 <i>八</i>) 発生年(月日)		系 名 ・	要月	E		被	ぎ 害 (り状	況		1	被害	額	ן ד								
<u> </u>		· H	^ -	_		12	, п		, ,		 	ν·	H/\	 								

(危険地区番号

注意事項

様式4

- 1 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。
- 2 本表は様式1-1、様式1-2、様式2及び様式3の各危険地区調査表の付属表として調査地区1地区ごとに作成するものとし、記載方法は次によること。
- (1) 治山事業実施状況欄には、治山台帳に搭載されている範囲内で当該調査地区についての実施状況を記載する。
- (2) 災害歴の欄には、当該調査地区において過去に発生した災害について記載する。

危険地区付属表

- (3) 噴火・泥流歴欄には、当該調査地区において過去に発生した災害について記載する。
- (4) 危険地区見取図は、危険地区の区域、地すべり区域の平面図及び縦断面図、 危険地区と公共施設等との関係及び治山施設等を図示する。

山地災害危険地区数及び面積集計表

の保	→ -₩:	治	山	腹	崩壊	危隊) 地	区	地	す~	ジ り	危	矣 地	区	崩	壊 土	砂流	出危	除 地	区			合	計		
有安	有荒 無廃 別の	Щ	国有		民有				国有		民有		計		国有		民有			<u></u>	国有	1 林	民有		Ħ	計
の 有 無 別 等	別の	治山工事	地区数		地区数		地区数		地区数	_	地区数		地区数		地区数		地区数		地区数		地区数		地区数		地区数	
保保		着手済	-U - 3A	шія	70120	шія	70 E 30	шія	70 L	шія	-u	шія	70 E 30	шія	-U	шія	70 E 30	шія	70 E 3X	шія	70 E 30	шія	70 E 30	шія	-u	шія
安 安	有	未着手																								
保安施設地区指定保安林·	1,4	小 計																								
放 地		着手済																								
区	無	未着手																								
指	7	小 計																								
疋		着手済																								
	計	未着手																								
有		小 計																								
保 保		着手済																								
保安施設地区指定保安林·	有	未着手																								
施林		小 計																								
地		着手済																								
区	無	未着手																								
指定		小 計																								
Æ		着手済																								
(#)	計	未着手																								
		小 計																								
		着手済																								
	有	未着手																								
合		小 計																								
		着手済																								
	無	未着手																								
計		小 計																								
ĦΤ		着手済																								
	計	未着手																								
		小 計																								

(面積:ha)

(都道府県名)

(森林管理局名)

- 1 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。 2 本表は、都道府県ごとに一様に作成する。
- 3 民直区域は、民有林欄に含めて計上する。 4 集計に当たっては様式9、様式10及び様式11を集計して作成する。

山腹崩壊危険地区一覧表

(都道府県名)

(森林管理局名)

危険	地区	地保	地す	他	荒	危	面	積(ha)	事業進	捗状況	乜	Ż.	置		2	公共	施訓	2等		被			É	含然	条件	: (1	最高	点	メッ	シェ	ょに	よる	5)			Щ	*	備
番	地区号	安区林	ずべり	の	i s ks	険地	調	へ 危 100 点	治	そ	市	大		人家	人家	人家	人家	(公)	道	災		地	傾	絣	横	土		齢		点	衤	甫正	点数	汝	合	腹山	危	
市	地		防	法令	廃	区	查	点以 険	山	の				入家 50 戸	49	家 9	4	道 路共		害	3/	質		断	断	上層	U	ы	収量:		崩	地	落	加		崩壊	険	
町		保指安	止区域の		状	の危	地	っ メ 地	事	他	町		字	以	5	5	戸以下	除施		危	ュ	類	斜	面形	面形	深	次谷	級	比数	数	壊₩	地		算		危	度	
村	区	施	の指定	指立		険		シュ		事	1. 1.			上	10 戸	5 戸	下	<	n 4	険	Ι Ш			上米	上米	上粉	上粉	上₩	上₩	- 1	地有	震	石	点	-3. 1	険	低	-
		定設	止	定	況	度	区	<u> </u>	業	業	村	字						設	路	皮	号	別	点 数	点 数	点数	点数	点数	点 数	点数	計					計	度	減	考

注意事項

- 1 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。
- 2 本表は、国有林、民有林(民直含む。)別に作成すること。
- 3 本表は、様式1-1の山腹崩壊危険地区調査表により作成するものとし、記載方法は次によるほか、様式1-1及び様式1-2の注意事項による。
 - (1) 記載順序は、市町村の番号及び危険地区の番号順に列記する。
 - (2) 保安林・保安施設地区の指定欄には、保安林の種類(水源かん養、土砂流出防備など)または保安施設地区と記載する。兼種の場合は「・」で区切る。
 - (3) 公共施設等欄の人家数は、該当欄に戸数を記載する。また、公共施設(道路を除く。)欄は公用・公共用施設の戸数を、道路欄は最上位のものについて頭文字を記載する。
 - (4) 自然条件欄は、様式1-1の調査表のメッシュ中、危険度点数が最高点のメッシュ(山腹崩壊危険度判定のメッシュ)について記載する。
 - (5) 危険地区が民直区域である場合は備考欄に「民直」、国有林と民有林が混在する場合は「国・民」と記載する。
 - (6) 市町村ごとに、地区数(総数、保安林等指定区域数、荒廃地のある地区数、危険度別地区数、事業進捗状況別地区数、公共施設等の区分別地区数)及び面積の計を記載し、最後に総計を記載する。

ページ

地すべり危険地区一覧表

ページ

(都道府県名)

(森林管理局名) (国·民別) 地保 他荒危 被 公共施設等 自然条件 位置 事業進捗状況 危険地 安 区 林 険 \mathcal{O} 市大 へ公 道 地岩 陥 浴 発 達 地 区番号 石の 地 家 50 家 49 家 地湿地湧出水 法 廃 家 層 道 層 防 石 険 区 9 地の保 4 戸 路共 危質 の変質・風化 面積 ベ 令 Ш \mathcal{O} 止 備考 戸 破 \mathcal{O} \mathcal{O} (ha) 町 区 \mathcal{O} 走 の状 除施 砕帯 危 土 活 指安施 町 以下 域 危 険 区 事 5 10 種 向 質 指 動 険 低 険 戸 戸 区 定設 定況 度 村字 設路 分 類 ランクランクランク ランク 度 度 減

- 1 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。
- 2 本表は、国有林、民有林(民直含む。)別に作成すること。
- 3 本表は、様式2の地すべり危険地区調査表により作成するものとし、記載方法は次によるほか、様式2の注意事項による。
 - (1) 記載順序は、市町村の番号及び危険地区の番号順に列記する。
 - (2) 保安林・保安施設地区の指定欄には、保安林の種類(水源かん養、土砂流出防備など)または保安施設地区と記載する。兼種の場合は「・」で区切る。
 - (3) 公共施設等欄の人家数は、該当欄に戸数を記載する。また、公共施設(道路を除く。)欄は公用・公共用施設の戸数を、道路欄は最上位のものについて 頭文字を記載する。
 - (4) 自然条件欄は、地質の時代区分、岩石の種類及び判定ランクを記載する。
 - (5) 危険地区が民直区域である場合は備考欄に「民直」、国有林と民有林が混在する場合は「国・民」と記載する。
 - (6) 市町村ごとに、地区数(総数、保安林等指定区域数、荒廃地のある地区数、危険度別地区数、事業進捗状況別地区数、公共施設等の区分別地区数) 及び面積の計を記載し、最後に総計を記載する。

ページ

(国•民別)

崩壊土砂流出危険地区一覧表

(森林管理局名)

危险)	地保	地す	他	荒	危		事業進	捗状況	位	ī t	置		2	公共	施調	2等		被	荒	廃多	~	源		崩	壊土	:砂?		区間	引		崩癌	*	
区都	备号	安区林	べり	の法	廃	険地		治	そ	市	大		人家	人 家 49	人家	人家	公介	道	災	火	Ш	栅	地質	転石の	の発	淫	平均	流	点		総	崩壊土	危	
市	地	•	防 止	合	溌	区	面積 (ha)	Щ	<i>O</i>				50 戸	49	9	多 4 戸	道 共路		危	<i></i>	I	地すべ	\mathcal{O}	の混入	の渓床勾	渓流延長	渓	流木補正	Stat	正		砂流	険	備考
町		保安施	止区域		状	の危	(na)	事	他	町		字	以上	10	5	尸以下	施除		険	山	腹	り	類別	入割合	勾直 配下	延 長	平均渓床勾配	州正	数	加	点	出危	度	
村	区	施定設	の指定	指定	況	険度		業	事業	村	字		1	芦	戸	下	く 設	路		点数	点数	点数	区	合点数	点数			点数	計	算点	数	危険度	低減	
		L IX	Æ	\	1/4	X		未	*	.l 1	.,						HX	ΨЦ	/X				73						μι	111/	90	12	1/93	
																																	\vdash	

- 1 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。
- 2 本表は、国有林、民有林(民直含む。)別に作成すること。
- 3 本表は、様式3の崩壊土砂流出危険地区調査表により作成するものとし、記載方法は次によるほか、様式3の注意事項による。
 - (1) 記載順序は、市町村の番号及び危険地区の番号順に列記する。
 - (2) 保安林・保安施設地区の指定欄には、保安林の種類(水源かん養、土砂流出防備など)または保安施設地区と記載する。兼種の場合は「・」で区切る。
 - (3) 公共施設等欄の人家数は、該当欄に戸数を記載する。また、公共施設(道路を除く。)欄は公用・公共用施設の戸数を、道路欄は最上位のものについて 頭文字を記載する。
 - (4) 荒廃発生源欄には、山腹、地すべりのいずれかに該当するものについて、点数を記載する。
 - (5) 危険地区が民直区域である場合は備考欄に「民直」、国有林と民有林が混在する場合は「国・民」と記載する。
 - (6) 市町村ごとに、地区数(総数、保安林等指定区域数、荒廃地のある地区数、危険度別地区数、事業進捗状況別地区数、公共施設等の区分別地区数) 及び面積の計を記載し、最後に総計を記載する。

国・民・計

山腹崩壊危険地区集計表

(都道府県名)

(森林管理局名)

							-										, <u> </u>		-		, д	
危			危险	食地区総数	汝				1j	、 共	施言	设 等	の	区分	別	内	訳	(面	i積:ha	1)		
) 险	事業進捗	坦	也区数	汝			人家50	可以上	人家49	~10戸		人家9	~5戸			人家4	戸以下		公共	施設	道路	のみ
険度別	状況	ن .	ち	うち 地震調査	面	積	70300	<i>, , , ,</i> .	7 (3)(10	10)	公共施	設、有	人家	のみ	公共施	設、有	人家	のみ	47	//EIC	足叫	• > • > •
		他	事業	地区数			地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積
	概成																					
	一部概成																					
A	未 成																					
	未着手																					
	小計																					
	概成																					
	一部概成																					
В	未 成																					
	未着手	\																				
	小計																					
	概成																					
	一部概成																					
С	未 成																					
	未着手																					
	小計																					
	概成																					
	一部概成																					
計	未 成																					
	未着手																					
	小計																					

- 1 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。
- 2 本表は、国有林、民有林(民直含む。)別に作成する。
- 3 本表は、様式6の山腹崩壊危険地区一覧表を集計して作成するものとし、記載方法は次による。
 - (1) 各ページには、必ず、危険地区の区分、国・民別、都道府県名、森林管理局名、ページ数等を記載する。
 - (2) うち地震調査地区数欄は、地震調査を行った危険地区数を内書する。
 - (3) 公共施設等の区分内訳欄は、2種以上の公共施設等がある危険地区は、被災危険度の判定上上位となるものの区分(人家数、公共施設、道路の順)欄に計上する。 なお、公共施設の欄には人家がなく、公共施設と道路の両方がある地区及び公共施設のみの地区を合わせて計上する。

国・民・計

地すべり危険地区集計表

(都道府県名)

(森林管理局名)

_	FV FI													•		~=/13/1		•		г д - ユ.,	
<i>t</i> .			危	険地区総数	数				公	共 施	設等	筝 の	区分	分別	内 訳	!	(面積	: ha)			
危 険	事業	地区	区数			し会に	=n L	1 字 10	- 10 <u>I</u> I		人家9	~5戸			人家4	戸以下		\(\lambda\) +++	₩≒ル	、关矽	D 7
度別	進捗状況		うち	うち	面積	八家50	尸以工	人家49	~10)	公共施	設、有	人家	のみ	公共施	設、有	人家	のみ	公共	旭汉	道路	0)4
1,1,1			うち 他事業	地震調査 地区数		地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積
	概成																				
	一部概成																				
A	未 成																				
	未着手																				
	小 計																				
	概成																				
	一部概成																				
В	未成																				
	未着手					-															
	小 計																				
	概成																				
	一部概成																				
С	未成					-															
	未着手																				
	小 計																				
	概成																				
計	一部概成					1															
PI	- 未 成																				
	小 計																				
	71, 豇					<u> </u>															

- 1 本表は、様式7の地すべり危険地区一覧表を集計して作成する。
- 2 用紙の規格および作成方法等は、様式9山腹崩壊危険地区集計表の注意事項に準ずる。

玉	民・計		崩壊土砂流出危険地区集計表								(都	道府県	名)	(森林管理局名)						
<i>#</i> -		危	険地区	総数			公	共 施	設	等 0) 区	分:	別内	訳			(面積	: ha)		
危 険	事業		地区数	汝	1 🗢 50	= n L	1 🗢 10	- 10=		人家9	~5戸			人家4	戸以下		公共	+/÷ru	道路	D 7.
度別	進捗状況		うち	うち	八豕50	尸以上	人家49	~10户	公共施	設、有	人家	のみ	公共施	設、有	人家	のみ	公共	他取	退 路	0)4
וילו			他事業	地震調査 地区数	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積
	概成																			
	一部概成																			
A	未 成																			
	未着手																			
	小 計																			
	概成)
	一部概成																			<u> </u>
В	未成																			
	未着手																			
	小 計 概 成																			
	一部概成																			
C	未成																			
	未着手																			
	小 計																			
	概成																			
	一部概成																			
計	未成																			
	未着手																			
	小 計																			

- 1 本表は、様式8の崩壊土砂流出危険地区一覧表を集計して作成する。
- 2 用紙の規格および作成方法等は、様式9山腹崩壊危険地区集計表の注意事項に準ずる。

国・民・計 山地災害危険地区集計表(合計表) (都道府県名) (森林管理局名)

	Д п					-	ш-6	<i>у</i> С ப / і	11000		11 11	(17)	-	(.11)	<u></u> 但	V-11/		(////\/\/	个日生店	-J- H /
上		危	険地区総	数				公	共 施	設	等 0	区区	分。	別内	訳			(面積	: ha)		
危険	事業	地区	数			人家50	百円上	人家49	~10百		人家9	~5戸			人家4	戸以下		公共	協到	道路	のな
度別	進捗状況	うち	うち 地震調査	面	積	八承50) · Ø I	. 八承日3	-10)	公共施	設、有	人家	のみ	公共施	設、有	人家	のみ	五共	心叹	但如	V)0F
73-1		他事業	地区数			地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積
	概成																				
	一部概成																				
A	未 成																				
	未着手																				
	小 計																				
	概成																				
	一部概成																				
В	未 成																				
	未着手																				
	小 計																				
	概成																				
	一部概成																				
С	未 成																				
	未着手																				
	小 計																				
	概成																				
	一部概成																				
計	未 成																				
	未着手																				
	小 計																				

- 1 本表は、様式9の山腹崩壊危険地区集計表、様式10地すべり危険地区集計表及び様式11崩壊土砂流出危険地区集計表を集計して作成する。
- 2 用紙の規格および作成方法等は、様式9山腹崩壊危険地区集計表の注意事項に準ずる。

様式13

山地災害危険地区推移調べ (単位:箇所数)

玉	在吸地反八	人口細木	公司细木	未订联件		増減(推	移)内訳		備考
民 別	危険地区分	今回調査	前回調査	差引増減	ア新規増	イ 新規減	ウ 移動増	工 移動減	1)用 与
国	山腹崩壊								
有	地すべり								
	崩壊土砂流出								
林	計								
民	山腹崩壊								
有	地すべり								
	崩壊土砂流出								
林	計								
合	山腹崩壊								
	地すべり								
	崩壊土砂流出								
計	計								

- 1 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。
- 2 本表には、前回(平成28、29年度以降)の調査結果による危険地区数(前回調査欄)、令和6、7年度調査結果の危険地区数(今回調査欄)及び増減(△)の内訳を記載す
- 3 内訳欄のア~エは次による。
 - (1) ア 新規増:今回調査の結果新たに危険地区となったもの
 - (2) イ 新規減:今回調査の結果危険地区でなくなったもの
 - (3) ウ 移動増:今回調査の結果他の危険地区区分から移動してきたもの
 - (4) エ 移動減:今回調査の結果他の危険地区区分へ移動したもの

図面1 山地災害危険地区平面図

山地災害危険地区平面図は、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区及び崩壊土砂流出危険地区について、それぞれ1地区ごとに、次により作成する。

- 1 図面は、原則として5 千分の1 以上の地形図により作成する。(各調査において作成した図面を活用する。)
- 2 危険地区及び公共施設等の区域を図示するとともに、危険地区番号、地区名、危険度、面積等を記載する。
- 3 自然条件の概要等を次により記載する。
 - ア 山腹崩壊危険地区は、調査したメッシュをすべて図示し、危険度点数100 点以上のメッシュについては、その点数を記載する。また、崩壊地の位置、形状についても図示する。

なお、地震及び落石調査を実施した区域については、その区域を図示する。

- イ 地すべり危険地区は、地すべりしている区域、滑落崖、亀裂、陥没、隆起、湧水点等を図示する。
- ウ 崩壊土砂流出危険地区は、崩壊土砂流出区間に流入する渓流の集水区域、崩壊土砂流出区間、土砂堆積位置及び荒廃発生源の位置(山腹のメッシュ又は地すべり地)等を図示する。

また、調査した山腹メッシュは全て図示し、危険度がc1以上のメッシュについては危険度を記載する。

4 保安林等及び地すべり防止区域に指定されている場合はその区域、治山事業又は他の事業により施工した施設がある場合はその設置位置、工種等を図示する。

図面2 山地災害危険地区位置図

山地災害危険地区位置は、原則として5万分の1の地形図により、調査区分ごとの危険地区の位置を表示して作成し、行政区域等によって適宜に分割して編成する。表示方法については、次の1~3を参考とする。

- 1 山腹崩壊危険地区は、区域を赤色で図示し、危険地区番号を付記する。
- 2 地すべり危険地区は、区域を茶色で図示し、危険地区番号を付記する。
- 3 崩壊土砂流出危険地区は、崩壊土砂流出区間を黄色の実線で図示し、危険地区番号を付記する。

山地災害危険地区再調査歩掛表(案)

	各	危険均	也 区 共	通	必要な	は場合
	予備	調査	予備	調査	調査主体の	D確認調査
技術者の名称	(新	規)	(既指定允	危険地区)	(既指定允	6険地区)
	(10,000h	a当たり)	(10箇所	当たり)	(10箇所	当たり)
	内業	外業	内業	外業	内業	外業
主任技術者						
技師長						
主任技師						
技師 (A)						
技師 (B)						
技師 (C)						
技術員						
小計	0	0	0	0	0	0
図工						
小計	0	0	0	0	0	0
材料費等(%)		•				•
合計	0	0	0	0	0	0

) 注1:材料費等は、直接人件費に対する割合(%)。

注 2 ・ 例付負 引は 2 ・ 例付負 引は 3 ・ 例付負 引は 4 ・ 例付 引は 6 ・ 例付 引は 7 ・ 例付 引は 7 ・ 例付 引は 7 ・ のの 引が 8 ・ のの 引が 8 ・ のの が 9 ・のの	注2	: 材料費等は、	電子計算機使用料及び機械器具損料を含む
--	----	----------	---------------------

				山	腹崩壊	危 険 地	X			
	調査範囲の	D確定調査	調査範囲の	D確定調査	危険地	区調査	危険地	区調査	危険地	区調査
技術者の名称	(新	規)	(既指定允	5険地区)	(新	規)	(一部	修正)	(小作	多正)
	(10,000h	a当たり)	(10箇所	当たり)	(10箇所	当たり)	(10箇所	当たり)	(10箇所	当たり)
	内業	外業	内業	外業	内業	外業	内業	外業	内業	外業
主任技術者										
技師長										
主任技師										
技師 (A)										
技師 (B)										
技師 (C)										
技術員										
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
図工										
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
材料費等(%)		·	•	•		•				
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

				崩壊	土 砂 流	出 危 険	地区			
	調査範囲の	つ確定調査	調査範囲の)確定調査	危険地	区調査	危険地	区調査	危険地	区調査
技術者の名称	(新	規)	(既指定允	6険地区)	(新	規)	(一部	修正)	(小作	多正)
	(10,000h	a当たり)	(10箇所	当たり)	(10箇所	当たり)	(10箇所	当たり)	(10箇所	当たり)
	内業	外業	内業	外業	内業	外業	内業	外業	内業	外業
主任技術者										
技師長										
主任技師										
技師 (A)										
技師 (B)										
技師 (C)										
技術員										
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
図工										
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
材料費等(%)										
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		地すべり	危険地区				各	・ 危 険 均	也 区 共	通		
技術者の名称		区調査 規) 当たり)	危険地 (既指定危 (1地区	5険地区)	(新	図面の作成 規) 当たり)	(既指定允	図面の作成 危険地区) 当たり)		せ協議 第 当たり)		等の作成 当たり)
	内業	外業	内業	外業	内業	外業	内業	外業	内業	外業	内業	外業
主任技術者												
技師長												
主任技師												
技師 (A)												
技師 (B)												
技師 (C)												
技術員												
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
図工												
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
材料費等(%)				•								
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0